

第16回西和賀町議会定例会

令和7年9月2日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成
立をしております。

ただいまから第16回西和賀町議会定例会を開
会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

あわせて、傍聴される皆さんに申し上げます。
傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りくだ
さい。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めま
す。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定に
よって、11番、刈田敏君、1番、北村嗣雄君、
以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名し
ます。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮
りします。開会に先立ちまして、議会運営委員
会において協議を行っておりますが、本定例会
の会期は本日から9月12日までの11日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和
7年9月12日までの11日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。6月
定例会から本定例会までの議会の行動日程につ
いては、配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の
2第1項の規定に基づき検査された例月出納検
査結果については、配付のとおりです。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並

びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として
地方自治法第121条の規定による説明委任をした
旨の通知があったので、これを受理しました。
その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあ
った者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲
彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課
長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光
商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。
農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町
民課長、小林英介。健康福祉課長、新田由香里。
病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局
長にあっては、町長より嘱託を受けた者として
出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあつた者の
職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。子
育て支援室長、内記良伸。生涯学習課長、菊池
輝昌。

あわせて、議事運営補助員として私、議会事
務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主任、
佐々木大和が従事いたします。

以上です。

議長 ここで西和賀町議会町政調査会会長、高
橋宏君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。

高橋宏君。登壇の上、発言願います。

8番 令和7年度西和賀町議会議員派遣報告を
いたします。

西和賀町議会では、令和7年6月13日に議決
を得た西和賀町議会議規則第120条の規定に
基づく議員派遣を実施したので、その結果を報
告いたします。

派遣期間は、令和7年7月2日の1日です。

派遣先は、秋田県五城目町役場及び五城目小学校。

派遣目的は、五城目町では教育環境を重視したまちづくりを行っており、その中でも学校をゼロ歳から100歳までの学びの場にを目指す取組を行っています。また、県外の小中学生を教育留学という形で受け入れ、受け入れ事業を行っています。先進的取組を視察することにより、本町の学校整備計画を進める上で大いに参考にし、政策提言につなげることを目的としています。

参加者は、議員12名、事務局2名であります。

それでは、町政調査会会长として視察報告をいたします。五城目町では、小学校建設に当たり、全町民対象のワークショップ、別名スクールトークを建設3年前から計10回行われたようです。

その特徴として、参加者同士の意見を否定しない、それぞれの価値観を生かすことに重点を置いてきたと言われています。そんな中から生まれたのが様々な境界線を超える学校設計に現れています。校舎全部が学びの場、地域とシェアする校舎ということで、世代を超えた学びを創設するというコンセプトの下、全町民が入学できるみんなの学校を開校していました。今年度は25回にも及ぶ講座が予定されていること、全て無料で、町民なら誰でも参加できる講座で、小学校を使用した授業を中心に行われているようです。

生涯学習に校舎を使用するというのが我々の固定概念を超えていたなと感じました。一番重要なのが準備段階で行われたワークショップだったと思います。この中で、町民の意見集約、参加できなかった住民への広報紙を活用した情報提供、これらが行われたからこそ完成した校舎を住民はおらほの学校と言いますと説明された五城目町の教育長の発言が印象に残りました。

次に、五城目町の教育留学についてですが、令和4年度から始めた事業で、小学校1年生か

ら中学2年生までの児童生徒が一、二週間程度、町内民間宿泊施設か祖父母等親戚宅に宿泊し、五城目小学校、中学校に通い、秋田の探究型授業を体験するほか、地域での体験学習も行えるとのことでした。関係人口、交流人口の拡大にもつながり、都会と地方の距離を超え、関係性も超える教育留学をテーマに掲げていました。実際移住実績もありました。

本町では、西和賀高校に町外、県外出身の生徒が在籍しています。特に町外出身の生徒受入れの歴史は長く、大きな問題もなく過ごしていますし、成果を上げた結果、定員増にもつながりました。このような成果から、西和賀の子供たちは留学生を受け入れる度量を持ち合わせていると思います。実際教育留学に取り組む場合は様々な課題があると思いますが、大きな可能性を感じています。

また、みんなの学校、教育留学において様々な企画運営を行っている中に町外出身者や元地域おこし協力隊の方々がいるとのことでした。本町にも多くの協力隊が来ておりますので、協力体制を築けるのではないかと思いました。

学校運営の主体は教育委員会ですが、住民を巻き込み、まちづくりにつなげる学校建設には大変感銘を受けました。本町でも新校舎建設はこれからです。設計段階から設計事務所もワークショップに参加し、模型やレゴでの体験を行い、建設現場を散策し、体験と議論の場を提供了したことなどは本町でも参考になると思いました。

なお、視察報告については、議会より10月号にも掲載予定ですし、詳細については最終的に報告書として取りまとめ、今年度中に議会報告会を開催し、政策提言につなげることとしています。

以上、議会での委員長報告となります。

議長 高橋会長は、自席へお戻りください。

ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。9月定例会、よろしくお願ひいたします。

私は2項目について行政報告を申し上げます。

最初に、財物事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。令和7年5月10日、西和賀町地内、町道小繫沢湯田線において軽自動車が走行中、路面に開いた穴に助手席側前輪が入り、段差の衝撃によりタイヤがパンクしたことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて、話し合いが整い、議会の委任による専決処分を7月9日行いました。

事故に伴う町の損害賠償金額は8,044円となり、全額を保険金により支払うものであります。詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、道路施設の安全確保の不足等であることから、適正な道路の維持管理に努め、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、一般国道107号大石地区災害復旧事業について報告します。一般国道107号は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等により大石地区の山側に変状が確認され、土砂崩壊等のおそれが強まったことから、全面通行止めの措置が取られておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配により、応急盛土、仮橋架設などにより、令和4年11月30日に1年7か月ぶりに開通いたしました。

現在の状況は、本復旧工事として現道の北側に約1.8キロメートルのトンネル、橋梁を含むバイパス化を進めておりましたが、このたび掘削を進めていた大石トンネルが貫通し、7月8日には貫通式が挙行されたところであります。また、新大石橋の設置工事を進めるとともに、住民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、大石トンネルとスノーシェルターの接続工事が夜間作業にて進められております。岩手県においては、本格降雪期前の工事完成、そして供用

開始を目指し、引き続き努力していただいているところであります。

私は、以上、行政報告2件であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号 令和6年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第7号 令和6年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和6年度西和賀町下水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括で上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました認定第1号 令和6年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 令和6年度西和賀町下水道事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和6年度一般会計、4特別会計及び3事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて議会の認定に付するものであります。

令和6年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計を除いて形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

を除く一般会計及び4特別会計の歳入決算額の合計は101億5,364万7,509円、歳出決算額の合計は97億8,353万6,661円となり、差引残額は3億7,011万848円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億5,231万70円、支出総額では10億3,605万5,287円で、収入支出差引額は8,374万5,217円の赤字となり、資本的収支では収入総額、支出総額ともに5,599万7,434円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が3億6,207万4,823円、支出総額では3億9,319万4,181円で、収入支出差引額は3,111万9,358円の赤字となり、資本的収支では収入総額が2億3,883万1,000円、支出総額では4億1,664万1,726円で、収入支出差引額は1億7,781万726円の赤字となっております。

次に、下水道事業会計では、収益的収支における収入総額が4億3,383万6,217円、支出総額では4億8,093万868円で、収入支出差引額は4,709万4,651円の赤字となり、資本的収支では収入総額が2億7,903万6,800円、支出総額では2億8,509万210円で、収入支出差引額は605万3,410円の赤字となっております。

なお、決算の概要につきましては、会計管理者、病院事務長、建設水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますようお願ひいたします。

議長 会計管理者。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。ただいま上程になりました認定第1号から認定第5号まで、令和6年度一般会計及び4特別会計の決算の概要について説明いたします。

最初に、各会計の決算状況について説明いたします。決算書277ページを御覧ください。一般会計は、歳入総額が78億4,213万3,826円、歳出総額が75億4,518万8,209円、歳入歳出差引額である形式収支は2億9,694万5,617円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により

翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額4,021万8,000円を除いた実質収支額は2億5,672万7,617円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億772万2,191円、歳出総額が5億9,906万2,796円で、865万9,395円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が9,944万85円、歳出総額が9,902万5,640円で、41万4,445円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が15億1,433万3,176円、歳出総額が14億5,186万8,293円で、6,246万4,883円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総額は965万4,497円、歳出総額が944万5,854円で、20万8,643円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が8,036万3,734円、歳出総額が7,894万5,869円で、141万7,865円の黒字決算となっております。

次に、決算附属資料の2ページを御覧ください。繰越明許費は、一般会計で15事業、繰越額2億5,904万2,000円となっております。

3ページの(2)、実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた(F)欄の単年度収支は2,205万1,000円の黒字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額を加えた(J)欄の実質単年度収支は2,273万1,000円の黒字となっております。

同ページの3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも1.1ポイント減少し、91.8%となっており、これは物件費、繰出金等が減ったことに伴い、減少したものです。

次に、一般会計における歳入決算の状況について説明いたします。決算附属資料6ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する収入済額の収納率は98.6%で、調定額に対する収納率は99.7%となっております。

決算附属資料の16ページ、17ページを御覧く

ださい。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の歳入決算額を記載しております。主なものを説明いたします。12地方交付税では、決算額増減率は1.7%の増、金額で7,567万1,000円の増額。17番、国庫支出金は、デジタル基盤改革支援事業費や臨時道路除雪事業費などの増により、増減率で0.9%の増、金額で519万7,000円の増額となっております。18番、県支出金は、農地中間管理事業等促進関連事業費や農業用水路等長寿命化・防災減災事業債などの増により、増減率で6.5%の増、金額で2,331万円の増額となっております。24番、地方債では、緊急防災・減災事業債や旧合併特例事業債等の発行額の増により、増減率で11.9%の増、金額では5,590万円の増額となっております。

次に、不納欠損と収入未済額の状況について説明いたします。決算書の9ページ、10ページを御覧ください。不納欠損の状況については、1款の町税で138万1,800円の不納欠損処理をしており、その全額が2項の固定資産税となっております。収入未済額の状況については、1款の町税で1,892万1,664円の収入未済となっておりますが、その約9割を2項固定資産税が占めている状況にあります。

17ページ、18ページを御覧ください。14款の分担金及び負担金では42万5,499円が収入未済となっており、内訳は1項1目1節農業費分担金、奥羽南部区域広域農業開発事業分担金31万2,379円、2項4目1節小学校費負担金、小学校給食費負担金11万3,120円となっております。

19ページ、20ページを御覧ください。15款の使用料及び手数料では、1項1目1節総務管理費使用料で41万2,200円が収入未済となっております。

33ページ、34ページを御覧ください。18款の財産収入では、1項1目1節土地貸付収入で34万2,590円が収入未済となっております。

39ページ、40ページを御覧ください。22款の諸収入では、4項1目3節雑入で29万679円が

収入未済となっております。

46ページを御覧ください。一般会計における収入未済額の合計は2,039万2,632円となっております。

次に、歳出決算の状況について説明いたします。決算附属資料の10ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は94.9%となっておりますが、翌年度繰越額の2億5,904万2,000円を除いた執行率は98.1%となっております。

決算附属資料22ページ、23ページを御覧ください。性質別経費の状況について、令和6年度と令和5年度を比較し、増減率の大きいものとしては3維持補修費で85.0%の増、8投資及び出資金貸付金で78.5%の増、9繰出金で39.9%の減、7積立金で26.2%の減などあります。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、性質別歳出の前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、特別会計について説明いたします。決算附属資料の14ページを御覧ください。国民健康保険特別会計では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は99.6%、予算総額に対する収納率は100.5%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は99.1%になっております。

後期高齢者医療特別会計については、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は99.5%で、予算総額に対する収納率は98.9%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.5%になっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は102.5%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.3%になっております。

介護サービス事業勘定では、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は100.7%、歳出では予算総額

に対する支出済額の執行率は98.6%になっております。

温泉事業特別会計については、歳入の調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は100%、歳出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.2%になっております。

なお、特別会計の不納欠損と収入未済額の状況については、決算書187ページ以降の各特別会計の決算書に記載しておりますので、ご確認ください。

次に、決算附属資料24ページ、25ページを御覧ください。地方債の現在高の状況についてですが、令和6年度一般会計における発行総額は5億2,750万円となっており、年度末現在高は80億4,919万7,000円と、令和5年度末現在高と比較しますと1億1,794万5,000円の減額となっているところであります。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。同じく特別会計及び事業会計の地方債現在高の状況については、全体で8,940万円の発行額となり、年度末現在高は56億1,887万2,000円と、令和5年度末現在高と比較しますと6億1,810万4,000円の減額となっております。

次に、決算書279ページ、280ページの財産に関する調書を御覧ください。令和6年度の土地及び建物の増減についてですが、行政財産の公共用財産のその他施設において土地430平米の増は、町道高下線災害復旧工事及び普通河川細内川河川改修工事に伴う用地買収によるもので、建物、非木造1,133平米の減は川尻体育館の解体によるものです。普通財産の宅地、建物において土地344平米の増は寄附等によるもので、建物、木造349平米の減は旧公民館4館の解体によるものです。

決算書284ページからは、基金の状況について記載しております。

288ページを御覧ください。基金全体の年度末現在高は51億5,763万200円となり、令和5年度

末現在高と比較し、2億2,588万9,000円の増額となっております。

以上で一般会計及び4特別会計の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において各課長等から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 私のほうからは、ただいま上程になりました認定第6号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要について説明いたします。

令和6年度の入院患者数は延べ7,717人、前年比5.9%増、1日平均21.1人、前年比1.2人の増、病床稼動率52.9%、前年比3.1%増となりました。

外来診療につきましては、医科外来の延べ患者数は1万9,415人、前年比0.1%増、歯科は6,346人、前年比1.0%の増となり、医科、歯科を合わせた外来患者数全体では2万5,761人、前年比0.3%の増となりました。

これらの業務量の実績については、決算書19ページに掲載しておりますし、患者動向の詳しい内容につきましては別冊の附属資料、業務報告書を後ほど御覧いただきたいと思います。

それでは、決算書の内容について説明いたします。決算書の1ページ、2ページ目を御覧いただきたいと思います。収益的収支におきましては、収入の当初予算額9億7,470万6,000円に2,607万6,000円の増額補正を行い、収入予算額の総額10億78万2,000円に対し、4,847万1,930円減の9億5,231万70円の決算額となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額10億5,936万2,000円に2,604万5,000円の増額補正を行い、支出予算総額を10億8,540万7,000円に予定したものです。これに対し、決算額は10億3,605万5,287円となり、4,935万1,713円の不用額となっております。

この結果、本収支差引きではマイナス8,374万

5,217円の単年度純損失を計上することとなりました。また、当初予算で見込んでいた僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入額は2億2,730万9,000円でしたが、補正予算を経て最終的な繰入額は3億円となり、前年度より2,908万9,000円増の繰入れをいただく結果となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。資本的収支の状況を申し上げます。収入、支出とも当初予算額の4,729万3,000円に870万5,000円の増額補正を行い、予算総額を5,599万8,000円といたしました。これに対し、決算額は収入、支出とも5,599万7,434円となりました。

収入明細につきましては、15ページ、16ページを御覧ください。地方債、他会計出資金、他会計負担金、県補助金額については、記載のとおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページを御覧ください。第1項建設改良費における第1目設備費は、多項目自動血球分析装置、個人用多用途透析装置等の更新を行い、決算額が2,119万4,800円となりました。また、第2目リース資産購入費はコピー機のリース費により22万3,786円に、第2項第1目企業債償還金は3,457万8,848円となり、資本的支出総額は5,599万7,434円の決算額となっております。

なお、企業債償還金の内訳につきましては、35ページ、36ページの企業債明細書のとおりであります。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でありますが、先ほど説明いたしましたが、当年度純損失8,374万5,217円を計上することとなり、これに前年度繰越欠損金8億8,697万5,110円を加えた9億7,072万327円が当年度未処理欠損金となります。

7ページ、8ページは、貸借対照表になります。

9ページ、10ページの事業報告書については、

これまで、またはこれから説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を掲載しております。

13ページ、14ページ、建設改良事業については、先ほど説明いたしました資本的支出に係る設備費の詳細を掲載しております。

次に、20ページ、(2)の事業収入に関する事項でありますが、医業収益における入院収益は前年度対比で1,787万1,235円増となる2億7,350万9,887円となりました。外来収益は前年度対比960万8,140円減の2億3,315万5,246円、その他医業収益は170万5,285円増の7,110万5,987円となり、医業収益全体では前年度を996万8,380円上回る5億7,777万1,120円となりました。

医業外収益においては、不採算部分を一般会計からの補助金に依存する形で他会計補助金として3億円を繰入れしております。他会計補助金等の使途については22ページ、23ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却を収益計上できます長期前受金戻入は5,416万6,399円を計上しております。その他医業外収益は医師派遣経費等で1,316万9,649円、県補助金は保健事業分の国保特別交付金等で217万1,000円、国庫補助金はマイナ保険証利用促進助成金15万円の収入となりました。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項です。事業費用の総額は10億3,337万5,891円で、前年度対比5,062万円余り増額となりました。

医業費用は10億990万5,869円で、うち(1)、給与費は前年度から4,542万円余り増となる6億1,301万9,301円、(2)、材料費は前年度から251万円余り減となる7,094万2,821円、(3)、

経費については前年度から290万円余り減の2億741万7,638円となりました。次に、(4)、減価償却費ですが、前年度から1,256万円余り増となる9,648万7,814円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,025万3,252円となっております。

これらの詳細につきましては、25ページから32ページにかけて明細書に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。固定資産明細書の(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。34ページ、減価償却累計額の欄を御覧いただきたいと思います。資本的支出で整理しました当年度増加額が9,648万7,814円に対しまして、除却による当年度減少額1,675万609円により、有形固定資産の年度末償却未済額は17億6,669万1,728円となり、この額が7ページの貸借対照表、有形固定資産合計と一致いたしますので、後ほどご確認ください。

次に、37ページを御覧ください。(1)、未収金でありますが、医業未収金1億2,052万8,599円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものであります。医業外未収金2億509万8,677円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものになっています。その他未収金につきましても同様であります。

(2)、未払金については、薬品、診療材料費、賃金などの医業未払金3,398万9,613円、消費税等の医業外未払金74万7,144円、その他未払金1万8,966円はリース資産購入費に係るものであります。

以上で病院事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明させていただきますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 おはようございます。それでは、私のほうからも認定第7号 令和6年度西和賀町水道事業会計決算の概要について説明をいたします。

水道事業は、地域の住民サービスの一端を担うと同時に、経済性の発揮と公共福祉の増進、向上に貢献すべく必要不可欠な事業であります。人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境となっております。

このような状況を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計を適用し、水道事業の運営に努めているところでございます。

それでは、決算報告書1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出については、収入は当初予算額3億6,650万9,000円から415万3,000円の減額補正を行い、予算総額を3億6,235万6,000円としておりましたが、決算額は3億6,207万4,823円となりました。

次に、支出についてですが、当初予算額3億9,473万5,000円に1,057万3,000円の増額補正を行い、予算総額を4億530万8,000円としておりましたが、決算額は3億9,319万4,181円となり、1,211万3,819円の不用額が生じました。

続いて、3ページ、4ページを御覧ください。資本的収入及び支出については、収入は当初予算額2億3,785万3,000円に97万8,000円の増額補正を行い、予算総額を2億3,883万1,000円としており、決算額は同額の収入となりました。

次に、支出についてですが、当初予算額3億9,902万6,000円に1,761万7,000円の増額補正を行い、予算総額を4億1,664万3,000円としておりましたが、決算額は4億1,664万1,726円となり、1,274円の不用額が生じました。

次に、5ページを御覧ください。損益計算書は、企業の経営成績を示したものとなります。

令和6年度は3,351万2,058円の当年度純損失を計上することとなりました。

次に、18ページを御覧ください。収益費用の明細について、まず収益についてです。水道事業の営業収益は水道料金、量水器使用料から成る給水収益が主なものとなります。当年度は1億554万3,630円となり、営業収益は1億1,005万7,830円となりました。一方、水道事業を行うに当たり、他会計からの補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は2億4,120万9,885円となり、水道事業収益総額で3億5,126万7,715円の収益となりました。

19ページからは費用の明細となっております。費用については、水道事業費用のうち、施設、設備等の維持に必要な光熱水費、修繕料や職員給与などの営業費用は3億6,656万2,799円となりました。

続いて、21ページ、企業債利息などの営業外費用は1,821万6,974円となり、水道事業費用総額で3億8,477万9,773円の費用となりました。

22ページを御覧ください。資本的収入支出明細についてですが、収入については、事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、一般会計からの出資金などを充当しながら事業を推進しているところです。当年度は一般会計出資金が2億3,883万1,000円となり、資本的収入総額は同額の収入となりました。

支出については、企業債の償還金として3億9,902万5,226円、施設、設備の建設や更新を行う建設改良費として1,601万5,000円、総額で4億1,504万226円の支出となりました。

決算状況については以上ですが、5ページ以降は財務諸表、9ページ以降は事業報告書、17ページ以降はその他の資料としてキャッシュフロー計算書、固定資産明細書及び企業債明細書等を掲載しております。

以上で水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとお

り認定くださいますよう、よろしくお願ひします。

続いて、上程となっております認定第8号 令和6年度西和賀町下水道事業会計決算の概要について説明いたします。

下水道事業は、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、豊かな自然環境を保全することに大きく寄与していると同時に、経済性の発揮と公共福祉の増進、向上に貢献すべく必要不可欠な事業ですが、人口減少等による料金収入の減少、施設、設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境となっております。

このような状況を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財務マネジメントの向上等に的確に取り組むため、令和6年度から公営企業会計を適用し、下水道事業の運営に努めているところでございます。

それでは、決算報告書1ページ、2ページを御覧ください。収益的収入及び支出については、収入は当初予算額4億2,150万1,000円から4,541万3,000円の減額補正を行い、予算総額を3億7,608万8,000円としておりましたが、決算額は4億3,383万6,217円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額4億8,530万3,000円に955万1,000円の増額補正を行い、予算総額を4億9,485万4,000円としておりましたが、決算額は4億8,093万868円となり、1,392万3,132円の不用額が生じました。

3ページ、4ページを御覧ください。資本的収入及び支出について、収入は当初予算額2億9,215万7,000円から1,312万円の減額補正を行い、予算総額を2億7,903万7,000円としておりましたが、決算額は2億7,903万6,800円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額2億9,238万2,000円から728万9,000円の減額補正を行い、予算総額を2億8,509万3,000円としておりまし

たが、決算額は2億8,509万210円となり、2,790円の不用額が生じました。

次に、5ページを御覧ください。損益計算書は、企業の経営成績を示したものとなりますが、令和6年度は4,790万7,761円の当年度純損失を計上することとなりました。

次に、20ページを御覧ください。収益費用の明細について、まず収益についてですが、下水道事業の営業収益は、下水道等使用料、排水設備指定工事店申請手数料から成る使用料収益が主なものとなります。当年度は5,993万5,070円となりました。一方、下水道事業を行うに当たり、他会計からの補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は3億6,041万8,525円となりました。また、過年度無形固定資産を資産計上とした特別利益は750万円となり、下水道事業収益総額で4億2,785万3,595円の収益となりました。

22ページからは費用の明細となっております。費用については、下水道事業費用のうち、施設、設備等の維持に必要な委託料、修繕料や職員給与などの営業費用は4億1,952万6,005円となります。

続いて、24ページ、企業債利息などの営業外費用は5,383万2,351円となりました。また、公営企業会計への切替えに伴う前年度分消費税などによる特別損失は240万3,000円となり、下水道事業費用総額で4億7,576万1,356円の費用となりました。

25ページを御覧ください。収益的収入支出明細についてですが、収入については、事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、国や県からの補助金、一般会計からの出資金を充当しながら事業を推進しているところです。企業債7,310万円、受益者分担金による負担金177万2,800円、国や県補助金46万4,000円、一般会計出資金2億320万円、下水道事業基金からの基金取崩収入50万円となり、資本的収入総額は2億7,903万6,800円の収入となりました。

27ページを御覧ください。支出については、

設備投資となる公共ます、合併処理浄化槽設置工事や処理場施設の設備更新などの建設改良費1,003万9,100円、企業債の償還金として2億7,389万9,390円、下水道事業債償還に係る県補助金などの基金積立金14万7,810円となり、総額で2億8,408万6,300円の支出となりました。

決算状況に関しましては以上ですが、5ページ以降には財務諸表、12ページ以降は事業報告書、19ページ以降はその他の資料としてキャッシュフロー計算書、固定資産明細書及び企業債明細書等を掲載しております。

以上で下水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、先頃西和賀町監査委員会で実施されました西和賀町監査委員による令和6年度決算審査結果について報告を求めます。

菅原利明代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。よろしくお願いしたいと思います。それでは、私のほうから地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和6年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び地方公営企業会計決算、地方自治法第241条第5項に基づく基金の運用状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による財政健全化判断比率及び資金不足比率審査、西和賀町内部統制の実施に関する規定に基づく内部統制評価報告書審査に係る意見の概略について申し上げます。

決算の審査に当たりましては、最少の経費で最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿いながら、収支の均衡や健全な行財政運営という点を念頭に置き、審査してまいりました。

また、各会計の歳入歳出決算書及び関係調書

が法令、条例等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を確認するため、関係職員からの聴取を7月22日から31日までの間、伊藤監査委員とともに行いました。

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法や地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数についても関係諸帳簿及びその他の証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。あわせて、予算執行及び関連する事務処理も適正に執行されたものと認められました。

決算状況や財務状況などにつきましては、先ほど会計管理者、病院事務長、建設水道課長からの説明と重複する部分もあるかと思います。ご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、審査意見書の3ページから御覧ください。西和賀町一般会計並びに特別会計を合わせた歳入総額は101億5,364万円で、一般会計が78億4,213万円、特別会計が23億1,151万円となっております。一方、歳出総額は97億8,353万円で、一般会計が75億4,518万円、特別会計が22億3,834万円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式的な収支は3億7,011万円の黒字であります。

5ページの一般会計についてでございます。歳入から歳出を差し引いた形式的収支は、前年比904万円減の2億9,694万円の黒字、翌年度に繰り越すべき財源4,021万円を差し引いた実質収支においても2億5,672万円の黒字、実質単年度収支も2,273万円の黒字であります。

7ページを御覧ください。一般会計歳入における財源別です。自主財源として15億5,230万円で全体の19.8%、前年に比べ1億9,469万円、2.2ポイントの減となります。減少した主な項目と金額は、諸収入で1億8,928万円、財産収入で1億8,043万円、一方増加したものとして繰入金1億6,058万円、寄附金5,567万円となっております。依存財源は62億8,983万円で、歳

入全体の80.2%となります。前年度に比べ1億8,992万円増加し、増加した主な項目と金額は、地方交付税7,567万円、町債5,590万円などでございます。

9ページを御覧ください。一般会計歳出は、前年度比427万円増の75億4,518万円となり、目的別に見ますと前年度比で増加した費目は土木費で1億1,626万円、消防費で3,945万円、災害復旧費で4,297万円などです。また、繰越明許費として総務費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費で合わせて2億5,904万円、7年度へ繰り越しています。

12ページを御覧ください。不用額の状況ですが、一般会計では1億4,879万円の不用額で、前年比2,817万円増加しております。不用額につきましては、効率的な執行や経費節減によるものほか、入札による残金、あるいは予算編成後の予見し難い事情の変更によるものなど多様であります。予算編成の際は、決算の実績や精度の高い事業計画に基づき、必要最小限の予算計上に努められるとともに、経費節減を意識し、適正な予算執行管理により、限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。

19ページを御覧ください。収入未済額です。一般会計、特別会計を合わせ2,417万円で、前年との比較で237万円増となっています。財源確保と受益者負担の公平性の観点から、引き続き縮減に向けて努力していただきたいと思います。

次に、不納欠損額についてです。不納欠損額の総額は148万円で、前年度に比較して829万円減少しております。内容は町税の不納欠損処分、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徵収権が消滅したものであります。

次に、公営企業会計決算については21ページから御覧ください。最初に、西和賀さわうち病院事業会計ですが、事業収益は9億5,231万円で、前年度比3,252万円増加しております。こ

れに対して事業費用は10億3,605万円で、前年度比5,092万円増加しております。この結果、事業収益から事業費用を差し引いた8,374万円が当期純損失となり、令和6年度末の累積欠損金は9億7,072万円となりました。令和6年3月に町立西和賀さわうち病院経営強化プランを策定し、取り組んでいる最中で、今後も状況の変化に対し、当該プランに沿って経営の強化と安定を図り、医療機関としての責務を果たされるよう期待するものです。

次に、水道事業会計ですが、事業収益は3億6,207万円で、前年度に比べ82万円増加、事業費用は3億9,319万円で、前年度に比べ1,624万円増加しております。事業収益から事業費用を差し引いた3,351万円の当期純損失となり、6年度末の累積欠損金は7億7,327万円となりました。また、令和6年度末の未収金は486万円で、前年度に比べ17万円増加しております。

次に、令和6年度から公営企業会計としてスタートした下水道事業会計は、事業収益4億3,383万円から、事業費用は4億8,093万円で、当期は4,790万円の純損失となりました。

公営企業としての水道事業及び下水道事業は、住民生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する業務であります。中長期的な視点に立ち、社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見通して経営基盤の強化に取り組んでいただきたいと思います。なお、水道料金につきましては、昨年度において見直しが行われ、本年7月から改定施行となっております。

基金の運用状況については、31ページからとなります。各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

次に、決算審査意見書の最終40ページの下段を御覧ください。年間を通じた監査や今回の審査の過程で検討や改善が必要と思われる個別の指摘事項について申し上げたいと思います。

1点目は、財産貸付収入における収入未済についてです。町では、過年度において町有土地を工場用地として貸し付けていましたが、その貸付料の納付が滞り、令和6年度決算においても収入未済額として計上されております。説明では、当該土地を借り受けていた事業者は破産し、既に清算手続が終了し、町が受け取ることのできる支払いもないとのことでありましたので、収入未済となっている貸付料については不納欠損の手続が必要と考えられます。

2点目は、委員会、審議会、協議会等についてです。町の条例等で定める各種委員会等は、町からの諮問事項の審議、答申、各種審査、町政への提言等を行うために設置しており、幅広く直接話をいただける貴重な機会となっております。令和5年度決算審査においても指摘しておりましたが、令和6年度においても一部の委員会等で開催回数が不足しているもの、また未開催のものがありましたので、適正な運営となるよう改善を図っていただきたいと思います。

次に、別つづりになっていましたけれども、令和6年度決算における財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書を御覧ください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく経営健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、各算定の基礎となる数値に関しましては適正に作成されていることを確認しました。

なお、本町においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はマイナスとなり、数値は記入されておりません。実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると健全な財政の範囲にあると認められます。ただ、引き続き安定した財政基盤を維持できるよう、一層努めていただきたいと思います。

次に、資金不足比率ですが、対象となる温泉事業特別会計、町立西和賀さわうち病院事業会

計、水道事業会計、下水道事業会計の全会計で資金不足は生じておらず、資金不足比率は認められませんでした。

なお、令和4年度及び5年度に係る財政健全化判断比率の算定に係る基礎数値の修正があり、その修正に対する審査も行っております。それも別葉であるかと思います。将来負担比率に関し、その算定に使われる公営企業債等繰入見込額について修正が行われたことにより、将来負担比率の修正となったものであります。令和4年度で73.8%から73.7%、令和5年度で53.1%から52.9%へそれぞれ修正となりました。それらについても特に問題はなかったという意見でございます。

次に、これも別葉です。令和6年度西和賀町内部統制評価報告書審査意見でございます。町長から提出されました令和6年度西和賀町内部統制評価報告について、評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から関係資料を確認し、審査しました。町による評価結果の予算の執行状況及び不用額に係る内部統制は、評価基準日において重大な不備に当たる事案はなく、町の内部統制は有効に整備され、運用されているとの報告については適切であると認められました。なお、本制度は令和6年度から開始されたものであり、引き続き制度に対する一層の意識向上を図っていくとともに、制度のさらなる充実強化に努められるよう要望いたします。

終わりに、町政運営においては課題山積の中、創意工夫を凝らし、健全で効率的な行政運営に努められ、町民の福祉増進に取り組まれていることに敬意を表し、報告を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で西和賀町監査委員による決算審査結果の報告を終わります。

ここで、審査の途中でありますが、11時30分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩
午前11時30分 再開
議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第5、決算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第8号までの認定議案については、慣例により当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの認定議案については、当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

については、その運営を図る委員長及び副委員長の選任でありますが、どのような方法で行うのかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長は、指名推選で行いたいと思います。お諮りください。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしましたが、どなたを指名推選されるか、ご発言をいただきます。

高橋到君。

9番 それでは、委員長に高橋敏樹君、副委員

長に中村ひとみ君を推薦いたします。

議長 ただいま委員長には高橋敏樹君、副委員長に中村ひとみ君を推薦したいとの発言がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長には高橋敏樹君、副委員長には中村ひとみ君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長 ただいま令和6年度決算審査特別委員会の委員長に選任されました高橋敏樹です。皆さんのご推举により、決算審査特別委員会の委員長という重責をお受けすることになりました。よろしくお願ひいたします。

決算審査には、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、行政効果を評価する極めて重要な役割が求められております。また、審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきと示されております。

これらのこと踏まえ、決算審査特別委員会がその役割を十分に果たし、与えられた期間内に審査が終了できるよう、円滑かつ効果的な運営を心がけていきたいと思いますので、各委員並びに町当局のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、委員長就任の挨拶といたします。

副委員長 決算審査特別委員会の副委員長にご指名をいただきました中村ひとみです。決算審査が日程どおり進むよう、高橋委員長のサポートに努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

議長 正副委員長は自席へお戻りください。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限

があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願ひいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願ひいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

4番 おはようございます。議席番号4番、中村ひとみです。9月議会定例会、一般質問の最初の質問者となりました。よろしくお願ひいたします。9月に入りましたけれども、残暑厳しい日が続いております。皆様、体調管理にご自愛いただきたいと思います。と申しましても、私も先月からちょっと花粉アレルギーを病んでおりまして、まだ治っておりません。お聞き苦しい点あるかと思いますが、ご辛抱のほどお願ひいたしたいと思います。

本日通告しております質問は、3項目になります。1つは、移住定住促進住宅の入居者獲得の進捗と、あとは空き家対策、そして原野の管理不全対策についてのこの3つになります。

では、早速質問に入らせていただきます。現在の移住定住促進住宅の入居状況についてお伺いしたいと思います。単身と世帯とそれぞれよろしくお願ひいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

本町の移住定住促進住宅につきましては、単身棟8戸、世帯棟4戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸の計12戸を整備してございます。本日現在、単身棟につきましては8戸全て入居済みとなっております。世帯棟につきましては、

3LDK 1戸が入居済み、3戸が空室となっている状況でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

では、入居者獲得に向けたこれまでの具体的な取組をお伺いしたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

これまでの取組といたしましては、町ホームページや広報紙による周知、首都圏で開催される移住フェアでの紹介などを実施してまいりました。こうした取組により、町内就業者からの入居希望が寄せられているものと認識しております。

議長 中村ひとみ君。

4番 単身棟のほうは私も今年春の内覧会で見させていただきまして、最近の集合住宅はこんなにおしゃれなものがあるのだなというふうに感心いたしました。家賃のほうも非常に適正だと思いまして、すぐに埋まりまして、よかったです。

問題は、問題はといいますか、世帯棟になります。30年の借り上げといいましても、ぎりぎりの財源の中で1億7,000万投じて住宅を造っておりますので、やはり緊張感を持って入居者獲得に取り組んでいただきたいと思っています。やはり収支のバランスが既に崩れていますので、そういったところです。100万以上バランス崩れていますので、一日も早く入居者、移住者になりますけれども、獲得に頑張っていただきたいと思います。

現在の空室になっています世帯棟の入居見込みなどはございますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

空室となっております世帯棟3戸のうち1戸につきましては、現在相談を受けているご家族がおられます。入居に向けて調整を進めているところであります。残りの2戸につきましても

今後隨時相談を受け付けてまいりたいと考えております。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。今相談を受けている1組、入居確実になるように頑張っていただきたいと思います。

あと残り2世帯分ですけれども、今後入居者獲得に向けて具体的に取組、計画されていることがございましたら、教えていただけますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今後の取組といたしましては、これまでの取組を継続的に行うとともに、都市部での移住相談会において積極的に情報発信してまいります。あわせて、町内就業者やU Iターン希望者が円滑に住居を確保できるよう、移住支援金制度などの組合せによる定住促進を図ってまいりたいと考えております。

また、現行の条例、規則では入居申込みや入居の決定等は個人のみを対象としておりますが、一部から企業や法人が借り上げて従業員を住まわせるようなことができないのかというような問合せを何回かいたいでいることを踏まえ、入居資格などの一定の条件が担保されるのであれば企業法人が借り上げることも可能とするような運用について条例、規則の改正も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。それでは、前向きに入居者獲得に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続いては、空き家対策について移りたいと思います。この定例会の一般質問でもおなじみの項目になりましたけれども、やはり空き家がどんどん増えていまして深刻になっていますので、また具体的な質問をさせていただきたいと思います。

空き家対策は、日本が抱える大きな課題の一つであります。原則として空き家管理の責任は

所有者になりますが、課題解決に向けた自治体独自の挑戦と熱意、そして支援が求められています。本町では、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施したまちづくりアンケートの優先して取り組むべき施策、人口減少対策についての調査結果では空き家を含む住環境の整備が最も高く、また日常生活で不便や不安を感じていることについての回答では空き家の増加に関する関心度が最も高かった。空き家は他人事ではない、空き家を何とかしてほしいという切実な思いがここに示されています。

また、6月定例会では同僚議員から地域主体の空き家活用についても質問がされました。答弁では、所有者の個人情報保護法を遵守し、町が責任を持って窓口として機能する必要があると、また既存制度を地域の方々が活用しやすくなるように連携のあり方を検討したいとの答弁でございました。

以上を踏まえて具体的な質問をさせていただきます。まず、1つ目は、増え続ける空き家をこれ以上生まない、つくらない。健康管理にも未病というのがありますけれども、そういった形でこれ以上増やさない方法、取組として求められるのだと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

空き家を生まない取組については、所有者や家族が将来の住まいの計画を早期に検討していただき、相続や処分について準備を進めています。増え続ける空き家をこれ以上生まないように、町としては啓発活動の充実を図り、取組の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 質問の最後のほうにも住まいの不動産の管理のことについても質問させていただきますけれども、そのような皆さんお元気な間に不

動産をどのようにするかということを早めに検討することも大事ですし、あとは空き家になる前に、行政のほうでもそういったところを見逃さずにフォローアップするというのも、早めにフォローアップするということも大事だと思います。

次の質問は、空き家バンクの登録が全く芳しくないのですけれども、要因として家財、家の中に詰まっているいろいろな家財ですけれども、その整理が困難であることが挙げられるのではないかと思います。本町には不要物撤去の補助金制度がありますけれども、仕分までの作業が非常に困難ではないかと思います。特に高齢者になりますと、高齢者というのは皆さんお若いので、あまり高齢者とは言いたくないのですけれども、やはり年を重ねますとなかなか、昨日できていることが今日はできないとか、そういったこともなってきます。ですので、そういった、いわゆる不要物はどれにしてとか、これは取っておいてとかというふうな仕分がなかなかできないのではないかと思います。このような状況を救済する支援策は、何か検討されているのか伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、この空き家バンク登録制度でございますが、前提として中に不要物、荷物があるから登録できないということではまずはございません。まずこの点は前提として押さえておいていただきたいのですが、ただ、とはいえ、議員ご指摘のように中に物がある状態で登録するのはちょっと遠慮したいと、控えたいと思われる方がいらっしゃることも事実でございます。それが空き家バンクの登録件数が伸び悩んでいる要因の一つかというふうに町としても認識しております。

本町では不要物撤去費用の一部を助成するという制度もございますが、今議員ご指摘のとおり、仕分作業そのものが高齢者にとっては難し

い、困難であるという現状を踏まえて、今後は民間事業者等と連携した仕分や搬出作業支援の可能性についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。非常に前向きなご意見といいますか、取組のお考えいただけて非常にうれしく思っています。一日も早く、一日も早くといいますか、そういった取組が実現することを祈っております。

では、次ですけれども、県外では空き家バンク登録を促進、先ほどもこういった民間事業と連携してというお話もありましたけれども、県外のとある自治体では空き家バンク登録の促進を目指しまして相談窓口を増やす取組を行っているところもございます。例として、市と郵便局が、これは市ですけれども、市と郵便局が包括連携協定を結び、空き家バンクの登録や相談窓口業務を担っています。市民にとって利便性と気軽さから、問合せや登録件数が増えているということです。また、空き家バンクの登録募集中ののぼり旗を入り口付近に設置し、住民への意識啓発や空き家所有者へ送付する納税通知書のほうにもこのようなチラシを同封して、市役所に行かずとも、役所に行かなくても登録ができるという利便性、気軽さ、そういったものをお知らせしているという、そのようなやり方をやっているという取組もございます。本町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

広報、相談体制の充実につきましては、既に他自治体においては、議員からご紹介あったとおり郵便局等と連携し、空き家バンクの相談窓口を拡充する取組が既に行われております。本町におきましても、町民が気軽に相談できる体制づくりというものを目指して関係機関等との連携の可能性を検討してまいりたいと考えております。

また、空き家所有者に対しては、町の広報や、ただいまご紹介いただいたように納税通知書にチラシなどを同封するということは本町においても可能でありますので、様々な方法を用いながら空き家所有者への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 これは通告していないのですけれども、ちょっと関連して、通告外ではないです。今ふと思ったのですけれども、のぼり旗というの本当に有効的ではないかと思いまして、例えば集落支援員さんがいらっしゃる小学校区の公民館ですとか、そういったところにちょっと立てて、気軽に相談ができるような、そういった取組というか、そういった窓口なんかも設置されたらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 参考にさせていただきたいと思います。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、次の質問です。民間業者との連携による空き家維持管理サービスの可能性について伺います。空き家問題は、建物管理のみならず敷地内でも発生しています。所有者が県外に在住、また高齢や病気などの理由から定期的な管理が困難な場合、敷地内の草木が繁茂し、害虫や獣害被害のリスクに加え、ごみの不法投棄なども発生いたします。冬には積雪放置による近隣住民への雪害など、損害賠償や空き家法による行政処分の対象になる場合もございます。空き家は、防災、衛生、景観などの観点からも適切な管理が求められます。

県内では盛岡市と一関市が民間業者と連携して空き家の維持管理サービスを実施しています。本町においては、住民から苦情が寄せられた場合どのような対応をされているのかをまず伺いたいと思います。

また、官民連携の取組の可能性なども併せて伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

民間事業者との連携による維持管理について、ご指摘のとおり管理不全の空き家につきましては所有者が県外在住や高齢のため管理できない場合があり、雑草繁茂や雪害など近隣への影響が懸念されております。これまで、空き家見回り調査により把握した空き家の状態についての通知や住民から苦情が寄せられた際に所有者への指導や業者の紹介など個別対応を行っておりますが、今後はご紹介いただいた事例などを参考に、官民連携による維持管理サービスの導入可能性を検討してまいりたいと考えております。

議長 中村ひとみ君。

4番 窓口を設置されていますけれども、窓口ですので、やはり問合せがあったときの対応になると思います。町民から問合せ、この空き家の例えは庭のところにこういった草木が繁茂していると、そういう場合の問合せがあった場合というのは緊急性がありますので、やはり迅速な対応というのが求められます。

私が知る範囲では、大体やはり2週間ぐらいかかっています。ですので、やはり迅速に対応するというのがまず重要なことかと思いますので、最短で対応できるような仕組みづくりをぜひともご検討いただきたいと思います。現在空き家で例えは問合せがあった際に、所有者との連絡というの状況はどういった形ですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 全部全て所有者と連絡が取れていということはございませんが、おおむね所有者とは連絡を取れておりまして、対応いただいている場合もあれば、なかなかそこまで至っていない事例もございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 備えあれば憂いなしではないですけれども、やはりきちんと所有者との連絡を取り合うということも大事なのかなと思います。何かあ

ったときに連絡すると連絡取れないとかとなりますと、やっぱり対応が遅れますので、そういったところもぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問です。国では資産管理と、資産管理ですけれども、これは資産もいろいろありますが、主に不動産、ここでは不動産関係の土地ですとか家屋のことを指して言わせていただきます。空き家を未然に防ぐ対策として、住まいのエンディングノートが作成されています。所有者の不動産を整理し、処分または活用する場合の各種手続方法や住まいの将来計画を家族と話し合うきっかけづくりとなって、非常に有効だと思います。高齢化率55%を超えております本町の状況において、こういった住まいのエンディングノートというのを全戸配布を検討すべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいま議員からご紹介がありました住まいのエンディングノートですが、空き家問題の対策として国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で作成をしたもので、令和6年6月に公表されております。住まいに関する情報や将来住まいをどうしてほしいかなどを書いて残しておけるノートで、このほかにも住まいの将来を考える際や相続の際に参考となる制度や手続、相談先などが掲載されているものでございます。

このエンディングノートにつきましては、私も以前から注目をしてきた経緯があり、空き家が急増している本町において、これ以上空き家を増やさないための取組として有効ではないかと考えているところでございます。ただし、活用方法は少し工夫が必要ではないかと考えております、国が作っている内容をベースにして、より本町の実態にマッチした内容にカスタマイズすることや、ただ全戸配布しただけでは恐らくほ

とんど活用されないものと思いますので、例えばですが、集落支援員が実際にお宅に訪問して説明しながら書き方を手伝うなどのサポート体制がセットで運用される必要があるものと考えております。その辺りのところも含めて今後活用について検討を行ってまいりたいと考えております。

議長 中村議員の一般質問の途中ではあります
が、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたし
ます。

午前11時58分 休憩
午後 1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

中村ひとみ君。

4番 では、引き続きよろしくお願ひいたします。

先ほど課長から住まいのエンディングノートについての前向きな答弁いただきました。本当にありがとうございます。町民の中にも、このエンディングノートという名前がどうかなというお声もありました。先ほど課長おっしゃられたとおり、やはり本町のやり方、このエンディングノートをベースにして本町のほうでの形で対応していくというのもよろしいのかと思いまして、期待して取組を見させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問、原野、括弧して空き地とありますけれども、こちらの管理不全対策について質問をさせていただきます。高齢化と担い手がいないなどの理由で農地を維持できずに原野に地目変更するケースが今後増えるのではないかと考えられます。

原野を検索しますと、原野とは人の手が加えられない自然のままの土地を指し、通常農地や建物が存在しない未開の広大な土地を意味するとあります。人の手が加えられないというのを読んだときにちょっと、はつと思ったのですけれども、ここで私が取り上げますのは、原野もいろいろな状態があるかと思います。私

がここで重きを置きたいのは、生活圏における原野です。何年も放置されて原野がもう雑木林になって、山林と一体化しているところなどもあるかと思いますけれども、まずはやはり生活圏における町民への影響を加味した原野ということで質問をさせていただきたいと思っています。

長年放置されると、長年といいますか、原野についてもやはりきちんと適正な管理が必要になってくると考えます。まず、特に人目につく町道ですか、町道もいろいろな種類があるとは思いますけれども、1級の川と同様に、1級河川などもありますが、1級の道路ですか、そういったところは大体観光名所がある場所ではないかなと思います。そういった場所ですか、県道沿いですか、人目につく場所、こういったところが草木で繁茂していますと景観的にも町のイメージダウンにつながります。

また、草木の繁茂は害虫の発生源となります。特に害虫といいますと、本町でいうとカメムシですか、アブですか、特に8月、9月はスズメバチが活動期に入っていて、とても危険です。私も身をもって体験しておりますけれども、本当に危険な害虫になります。そして、あとは熊やイノシシなどの獣害被害も発生します。

そして、必ず草木が繁茂しますと発生するのが不法投棄です。私も何度か遭遇していますけれども、こんなものが捨てられるのかというものを見てきています。不法投棄は、必ず発生します。町でも健康管理にウォーキングを、健康福祉課ですか、企画財政課などもそうかと思いますが、ウォーキングを推奨されています。そういったところでも町民へのこういった様々なリスクが考えられます。そういった背景を鑑みて、町は原野、空き地の見回りをするなどの実態調査を行っているのか伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいま議員から様々ご指摘ありましたいろいろな課題がございまして、問題が発生しまして、多課にわたる課題も多いものというふうに認識しておりますが、まずはただいまのご質問につきましては私のほうからお答えいたします。農地であれば農業委員会において見回りパトロールというものを行っているものと承知をしておりますが、ただいま議員からのお尋ねの原野、空き地に関してはそうした調査を行っているという実態はないという認識でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 実態がないと聞いて、ちょっとショックを受けましたけれども、今まず害虫というのも問題ですけれども、やはり一番世間、全国的に騒がれている熊です。熊の被害、昔またぎが活躍していた時代に比べますと最近熊も大分さま変わりしてきて、私たち人間の生活圏のど真ん中に出てきて、家に入ったり小屋に入ったり、やりたい放題、怖いもの知らずになっています。そういうところにおいて、原野を見回り調査していない、現状を把握していないというのは非常に危険だというふうに思います。

原野も雑木林、結構山のほうですとか山林に近いところ、そういうところ全部を調査するとなると大変だと思いますが、生活圏をカバーしている部分、人通りの多い部分、そういうところなどはやはり今後きちんと調査をして現状を把握して、そして対策なり指導なり、所有者へのそういう助言ですとか、そういうことをすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

そういう調査をしている実態がないという先ほどの答弁でございますが、これはあくまでも正式なそういう調査を町として行っている実態はないというふうに申し上げたものであります、そういう状況につきましてはそれぞれ必要に応じて各課、あるいは町として状況につい

ては把握をしているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、例えば地目変更するときに法務局に行かれるのかなと思いますけれども、ただ税金が関わってくることですので、固定資産税のところが変わってくるとかという部分では、農地から地目変更されて原野になったという事実は分かるわけだと思います。その時点で、今後どのように活用するのかですか、どのように管理していくのかとか、そういったところのお話を所有者とすべきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長 中村さん、今のような質問は答弁者が大変困ります。何を求めているかという問題あるし、あなたは今法務局の話もされましたけれども、例えば農地であれば、例えばと言えば変だけども、生活圏の関係の質問だったので、答えられる人に答えてもらうしかないのですけれども、そういう状況です。

企画財政課長。

企画財政課長 ちょっと通告外の質問ではございましたが、先ほど議員1点だけ、農地を地目変更するのに法務局云々というお話をございましたが、まずその前に農地というのは簡単に地目変更できないものでございまして、様々な法律上の手続が必要になってまいりますので、そういうことを踏まえて、あと課税の話につきましては台帳地目ではなくて現況で判断して課税することになっております。そういうときの相談ということは、そういう議員がおっしゃられたような相談ということは現状ではちょっとできかねるということはご理解いただきたいと思います。

議長 中村ひとみ君。

4番 いきなりすみません、法務局と出してしまって。やはり農業委員が中に入ってくるのかなと思います。農地ですので、農地から、農地をもう維持できないから原野に、いわゆる法的にもう作付をしないという意思を示すというこ

とだと思いますけれども、そうなった形の原野というのが私の周辺でも増えてきていまして、非常に状態がよくないです。まず、安全面ですかと衛生面、そういう部分も本当に問題になって深刻な問題になってきていますので、今回の一般質問で取り上げた次第でございます。

難しい問題だとは思いますけれども……

議長 質問の中で、例えば農地であれば農地ときちっとうたっておけば、例えば農業委員会だったり農林課で答えるのですけれども、今の質問の中身でいくと、農地とうたっていないのです。ですから、関連すると思って質問させますけれども、いずれその辺明確にしないと答弁する側が大変困りますので、ご確認してください。

以上です。

続けてください。

4番 農地ではない土地に関する質問ですので、答弁難しいかと思います。了解いたしました。

そうしますと、いろいろ質問が難しくなってきますけれども、ただ今回の質問に関しては農地ではない原野ということになっていますので、ここで例えば農地に変えて、農地も耕作放棄地といういろんな呼び方がありますけれども、耕作放棄地というものもあります。例えば耕作放棄地に名目を変えて質問してもよろしいのでしょうか。

議長 ここにせっかく通告事項が1から4までありますので、これに従って質問してください。

4番 では、例えば農地ではない、もう維持できない土地を持っているのですけれども、今後どうやって運用して管理していったらいいかという質問を、相談などを所有者から受けたりされているのかというところを伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 通告の(2)のことによろしいでしょうか。では、お答えいたします。

管理されていない原野や空き地について所有者への行政指導は行っているかという通告でござ

ざいましたので、現状ではそのようなことは行っておりません。行政指導を行うためには法令上の根拠が必要となってまいりますが、例えば管理不全空き家があって、その空き家と一体となっている空き家の敷地であれば町の空き家条例に基づいて空き家対策の一環として助言、指導、勧告、命令などの対応が可能ですが、空き家が伴わない、上物がない状態の土地の場合には現状で法令上の根拠がございませんので、そのような指導や勧告は行っておりません。また、そのような相談も現在までのところは正式にはいただいているお問い合わせでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 地域で大体現状というのは分かるもので、地域内でどうしようかという話で、地域で活動して取り組んでいくというのが理想になってくるのかなとは思いますが、やはり地域内も高齢化が進んでいます。自分のところをやるだけでも手いっぱいという状況になってきていますので、といった整備に関しては非常に深刻な課題というのが現状です。

そして、次の質問ですけれども、高齢または身体的理由などにより管理ができない所有者へ何か支援制度があるかどうかということをお伺いしたいのですけれども、これは健康福祉課ですか企画財政課など、高齢者支援という制度があるかなとは思いますが、もしご答弁いただけるのであればお伺いしたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

他課所管も含めて、現状ではそのような制度は本町としては持ち合わせてございません。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、次の質間に移ります。4番です。

県外のとある自治体では、地域振興の活動を行っている地域団体が所有者の同意を得て空き地の除草や剪定を行い、燃料費、除草代、器具の費用などを町が助成する仕組みを導入していま

す。また、耕作放棄地再生補助金という取組をしている自治体もありますけれども、本町でもこのような助成事業を今後検討することはないでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

通告になかった耕作放棄地の話は、そこはちょっと除かせていただいて答弁申し上げます。ただいま議員がご紹介くださった県外の事例をちょっと探し当てることできませんでしたが、現状では直接燃料費や除草代あるいは器具代を町が補助するという新たな制度の必要性というものは乏しいものと認識をしております。既存の制度や取組、あるいは地域におけるコミュニティ活動の一環として対応していくべき課題ではないかとこの答弁を作成する段階では考えておりましたが、その後全国における取組事例をいろいろと調べていくうちに、ある複数の自治体ではふるさと納税の返礼品として空き家や空き地の草刈りサービスというものを設定して、遠隔地に住んでいることで空き地になっている自分の実家や相続した土地などの管理が困難な人に対して草刈りを代行するというような取組を行っている事例がございました。

したがって、本町でも仮にこのような返礼品を設定して実際に寄附していただけるのであれば、これを財源にして議員がおっしゃる地域への助成、あるいは業務委託のようなことが可能になるものと考えております。今後よく検討してまいりたいと思っているところであります。

議長 中村ひとみ君。

4番 ぜひとも実現していただけるように取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

町内では空き家を利活用して今年も宿泊施設にされた事例が、前向きな事例が何件かございました。空き家や放置された土地を地域振興や活性化の資源として活用する、そういうような意識が本町全体に拡声されることを願っていま

す。また、地域で起きている課題は地域で対応という声も聞かれますけれども、先ほども言いましたように非常に高齢化が進んでおります。本当にどのようにして西和賀町の美しい景観を守って、そして町民の安心、安全な生活を確保できるのかというのが本当に深刻な課題です。そういったところを原野のことも含めてぜひとも前向きに対策を考えていただきたいと切に願って、私からの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で中村ひとみ君の一般質問を終結します。

次に、登壇順2番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 議席番号2番、真嶋実です。よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問、第3次西和賀町総合計画策定に向けた住民懇談会について。町では、第3次総合計画の策定に当たり、5月15日から6月26日まで29会場、加えてオンライン形式で2回、計31回の住民懇談会を開催しました。まず町の全ての行政区を回り、各会場とも町長、教育長、副町長をはじめ担当課職員が出向き、町民の意見や要望を幅広く受け止めていただいた懇談会開催に敬意を申し上げます。

また、私自身は、6月の定例議会の準備が落ちていた時点から、後半になりますけれども、できる限り私自身多くの会場に足を運び、住民の声を聞きということで大変勉強をさせていただきました。本日の質問では、その上で今後こうした住民の声をくみ上げる場を持続的、効果的に継続していくという視点から質問をさせていただきます。

(1)です。今回の住民懇談会の出席人数、これは延べ人数と実人数の集約結果を伺います。また、令和4年12月には第2次総合計画（後期基本計画）の素案に対する町政懇談会が6会場で行われておりますけれども、これに比べ、今

回の出席人数をどのように評価していますか。
また、住民懇談会の開催の案内、周知方法はどのように行なったかをお伺いいたします。

議長　内記町長。

町長　ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

まず、今回の住民懇談会の出席人数であります、31回の延べ人数で286人、実人数では230人となっております。これに対しまして、令和4年12月に町内6会場で行った町政懇談会の出席者は延べで61人にとどまっており、今回は小さな範囲ごとに会場を設けたことで住民の皆様も足を運びやすかった結果ではないかと思っております。

また、住民懇談会の開催案内、周知方法につきましては、開催チラシを全戸配布したほか、町のホームページと告知放送でお知らせいたしました。なお、一部の地域では集落支援員から独自に周知をしてもらった地域もございました。

反省材料としては、開催期間が約1か月半と長かったにもかかわらず開催チラシを最初に町内一斉に全戸配布してしまったため、後半に開催した地区には間隔が空き過ぎてしまい、タイミングでどの会場に周知するかというのを難しいところであります。やはりもうちょっと細やかな周知方法。私自身は、自分の地区では告知端末で数日前に呼びかけました。残念ながら呼びかけた成果が上がるほどの人数が私たちの地区で来たというわけではなかったのは残念ですけれども、後半のほうでそういう対応を取られたということを今回知って、今後そういうことが必要なのではないかなと思っております。

議長　真嶋実君。

2番　ありがとうございます。やはり会場ごと1か所、1か所で見ると出席人数は残念ながらあまり多いというような感じは受けませんでしたけれども、このように31会場ですか、をやるということによって大きな人数が出席いただけたことは効果があったのではないかなど私も思

っております。

一方で言うと、前回の6会場、会場を集約したら1会場の参加者が増えるということでもないということも今回の開催で実感できたことと思います。今後ともこういう機会をぜひ細やかにやっていただければありがたいなと思いながら参加していましたところです。

周知については確かにそのとおりで、1か月半の期間、実際は2か月前に文書配布がされて、一般の町民はほとんどその後、配布された文書がどこに行ったか分からなくなるような状況での実際開催であったと思います。なかなかどのタイミングでどの会場に周知するかというのを難しいところであります。やはりもうちょっと細やかな周知方法。私自身は、自分の地区では告知端末で数日前に呼びかけました。残念ながら呼びかけた成果が上がるほどの人数が私たちの地区で来たというわけではなかったのは残念ですけれども、後半のほうでそういう対応を取られたということを今回知って、今後そういうことが必要なのではないかなと思っております。

では、続きまして（2）番ですか、住民懇談会の出席者の中で町の職員、集落支援員の出席状況は把握していますか。町職員の住民懇談会出席に対する町の考え方をお伺いします。

議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

今回の住民懇談会の延べ出席者286人のうち、町の職員と集落支援員の出席者は41人となっております。ただし、6人の集落支援員がそれぞれ何回も出席してカウントされている数字でございますので、実数としてはこれをかなり下回ることになると思います。

町の職員の住民懇談会出席に対する町の考え方であります。特に今回のように総合計画という町で最も重要な計画策定のプロセスに町の職員は高い関心を持つべきであると考えます。そして、職員が地域住民の一人として自由な意思

で住民懇談会に参加してもらうことも大変意義のあることだと思います。しかしながら、町の職員であることを理由に本来の職務以外に何らかの義務を課す、あるいは暗にそうしたプレッシャーを与えるようなことは特に今の時代は慎重な対応が求められるのではないかと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。私自身も参加する中で、集落支援員の皆さん、仕事上直接関わる議題、話題が多いということもあって、一人で何会場も参加されているということを見させていただきました。また、正職員の方でも生活する地区会場などに参加してくださる職員がいたことはありがたく思っておりますけれども、残念ながらその数というのはかなり限られていたように感じております。

令和4年の町政懇談会の記録では、6会場という限られた会場数であったこともあります、各課長さんたちが手分けをして参加、出席されていたように記録がございます。今回のような会場数では各会場に課長さんたちも含めて出席を割り当てるということは望めませんけれども、先ほどの答弁にもあったとおり、自分の生活する地区を中心に、せめて1回以上出席できるようなお声掛けがあってもよかったですかなという思いではあります。

時間外の企画で業務命令として出席を強要できないことは理解していますが、行政職員として町民の声を生で聞く機会と捉え、積極的に参加すると同時に、自分自身が暮らす地域の当事者として住民懇談会に自発的に参加する風潮をつくっていくということは西和賀町、基礎自治体として大切な職員教育ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいまの議員のご指摘、ご意見、私も全く同感でございます。ただ、先ほども申し上げた

とおり、これ大変難しいデリケートな問題でございます。一番配慮しなければならないことですけれども、町が、役場が組織として職員の勤務時間外の活動に干渉するようなことは、やはりこれは控えるべきであります、むしろそれぞの自治組織において職員に地域住民の一人として参加を呼びかけるのがより自然で効果的なアプローチなのではないかというふうに考えてもおります。

議長 真嶋実君。

2番 そのとおりでなかなか、特に今の時代ですので、強制的なことというのは非常に難しいと思います。時代がちょっと遡ってしまいますけれども、私自身が農協の職員であった頃は、例えば労働組合が農家の皆さんと一緒にになって語り合う場をつくったりとか、そういうような取組もした経緯がございました。町当局としては、私はやはり職員教育の一環として、すぐに成果が上がるものではなくてもそういう風潮をつくっていくことが大事ではないかなという感じを今も答弁を聞きながらも思っているところでございます。

では、(3)に移ります。意見、要望の集約と各担当部署との連携対応は進んでいますか。令和4年12月の町政懇談会では、年が明けて1月20日に町政懇談会での質疑応答、意見の要旨を公表しています。開催からほぼ2か月という期間の中で行っているということです。同様の対応、また加えて具体的な課題、要望が上がった担当部署での対応措置は取られているかお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

住民懇談会でいただいたご意見やご要望につきましては、全て取りまとめ、役場内部で共有を図っております。ただし、今回の住民懇談会につきましては、総合計画の骨子や素案の取りまとめの前段階であります、ご指摘の令和4年12月の町政懇談会とは策定スケジュールの段

階が異なっていることから、今回の質疑応答、意見の要旨をそのまま公表するというようなことは現在は考えておりません。

また、具体的課題、要望への対応措置は取られているかというお尋ねでありますが、先ほども申し上げておりますように、今回の住民懇談会でいただいたご意見やご要望につきましては、全て取りまとめて役場内部で共有を図っております。それぞれの担当部署において内容を確認し、必要に応じた対応が取られているものと考えております。

なお、この場合の対応ということの意味ですけれども、全ての課題、要望に対し、漏れなく何らかの対処をしたとか改善措置を講じたということではございません。以前から懸案となっていた問題であるにもかかわらず様々な事情により解決に至っていないといった課題も多くございます。もちろん担当課でも把握していなかった案件もあったかと思いますが、改めて事実関係や状況等を確認して今後の対応策を検討していくということも含めての対応を行っているということでございます。

議長 真嶋実君。

2番 今回の住民懇談会では、当局の一つの目標としては総合計画の策定に向けてということが大きな目標であったかと思いますが、実際に集まってこられた町民の皆さんのお話を伺うと、非常に身近な生活のことについて具体的な意見や要望が寄せられたように感じました。これは、ある意味ではやはり各行政区ごと1つずつ回っていただいたおかげでそういう声が聞こえてきたのではないかなど。私自身も最初に言ったとおり非常に勉強になりました。

そういう中で町民から上がった生の声を町の職員が自ら受け止め、できること、できないことをある程度明確にしながら、速やかな対応、回答などをすることが結果として今後の大きな総合計画策定と実行に向けた信頼関係構築に大いに貢献するのではないかと考えています。

各部署で共有いただいたというところまでは確認できましたけれども、発言をされた方等への応答など、例えば前回でいえば全体としての報告書という形で上げていれば一々対応できなくもある程度か分かるかと思いますけれども、今回は総合計画策定までそのような報告を出さないということであれば、出席者の名前等もきっちり記録されていたようですので、特に重要なことについてある程度回答することが必要ではないかなと考えますけれども、状況をお知らせ願います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

先ほどの答弁とちょっと重なりますが、令和4年12月の町政懇談会で、議員からは年が明けて翌1月20日にも町政懇談会での質疑応答、意見の要旨を公表しているということでございました。それに対して、先ほど答弁しているとおり、この令和4年12月の段階というのは、素案が取りまとめられて、パブリックコメントを始める段階での住民懇談会でございました。それに対していろいろ住民の皆様からご意見があつて、それに対して町がどういうふうに対応したかということを恐らくこのときに公表しているのだと思われます。先ほども答弁しているとおり、今回の段階というのはそういう段階ではない、その前の段階でございますので、今の段階として住民からいただいたご意見に対してこのように対応しますというようなことの公表というのはちょっとまだできないということでご理解いただきたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 先ほどの答弁でその点については理解した上で、個々にご意見をいただいたことについて、確かに担当部署が聞いていますよというような応答ができているかというような質問でした。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 失礼しました。お答えいたします。

住民懇談会でのご意見、ご要望にどのように対応したのかというお尋ねかと思います。いただいたご意見、ご要望につきましては、多くはこれまでもいただいたご意見、ご要望が非常に多かったものでございます。もちろん初めてのものもありましたけれども、必要に応じてそういった初めて今回町として把握したものにつきましては担当課につないで、すぐに発言者の方にフィードバックしたということもありました。

ただ、全部に関して一つ一つ全て発言者の方にフィードバックしているかというと、そこまでの対応は取られておりません。というのは、今までに何回もいただいた、その時点でお答えしているものもありましたので、そういったことも含めて現状ではそういう対応にさせていただいているところでございます。

議長　　真嶋実君。

2番　　ありがとうございます。参加者の皆さん、もしかしたらせっかく言ったけれども、言いつ放し、聞きっ放しで終わってしまったみたいな気持ちになっていなければいいなというちょっと心配、老婆心かもしれませんけれども、心配での質問でございました。対応されているという回答でまず安心しました。

かなり多岐にわたる意見、要望、質問があつたので、具体的な部分についてはこの後の大きな2番である程度取りまとめた中で2つの分野について質問させていただいておりますので、そこについて対応についてまた詳しくお聞きしたいと思います。

では、(4)番です。住民懇談会ではこの後団体ヒアリングを行うとの説明でしたが、具体的な実施状況をお伺いします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

5月15日から始まった住民懇談会は、6月29日までかけて終了いたしました。その2日後の7月1日から、今度は関係団体等のヒアリングを

開始しております。今回ヒアリングを行った団体でございますが、まずユキノチカラプロジェクト協議会から始まりました。こちらは、今回初めてヒアリングを行った団体であります。次に、西和賀町観光協会、西和賀商工会、にしづが建設会、花巻農協、そして団体ではありませんでしたが、これも今回初めて若手農業者の方々からもお話を伺っております。次に、こちらも特定の団体ということではございませんでしたが、子育て世代の方々からもヒアリングをさせていただきました。こちらも今回初めての試みになります。次に、介護、福祉関係者の方々ということで、町内の介護福祉事業所の方々から、やはり今回初めてお話を伺う機会を設けております。

それから、次期計画の重点戦略の一つとしている高校の魅力化に関連して西和賀高校のヒアリングも行いました。西和賀高校のヒアリングは前回も実施しておりますが、今回は校長先生、副校長先生、PTA会長、同窓会長のほか、初めて生徒2名にも同席してもらい、話を伺いました。

次に、社会福祉協議会と森林組合でしたが、こちらは前回と同様であります。そして、最後に生涯学習団体ということで体育協会と芸術文化協会、総合型地域スポーツクラブ事務局のヒアリングをやはり今回初めて実施をしております。

以上、計12回という実施状況となっております。

議長　　真嶋実君。

2番　　ちょっと1つ確認しますが、芸術文化協会、ヒアリングされていますか、私事務局ですけれども、記憶にないのですが。団体ヒアリングというのは、私印象としては各団体から何人か集まつてもらってというようなイメージを持っていたのですけれども、今言わされた各団体のヒアリングというのは代表者お一方でやられたのでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 代表者の方お一人の団体もあれば複数のところもありましたが、芸文協につきましては会長お一人ということでございました。

議長 真嶋実君。

2番 平成30年の第2次総合計画策定、これは先ほどとは別の前期計画においてですけれども、このときには第1次総合計画の検証作業、第2次に向けて第1次の検証作業として産業等団体ヒアリングを行ったようですが、今回のヒアリングについてはどのようなアプローチの仕方でヒアリングを行っていたのかお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今回の関係団体等ヒアリングにつきましては、明確に検証のためというテーマで、新規の団体もございましたので、検証というよりは新しい次期総合計画策定に向けた現状と課題、そして取組の方向性を確認するための関係団体等ヒアリングというふうに認識しております。

議長 真嶋実君。

2番 時期から推察すると、住民懇談会で行ったような町のある骨格方針を説明しながらというものなのか、団体からの要望を、ヒアリングを中心に行ったのか、ちょっとそこについて。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 住民懇談会のほうは町の重点戦略、次の計画策定に向けた重点戦略3つについての意見交換という主テーマで実施いたしましたが、その後の関係団体等ヒアリングにつきましてはそういう趣旨ではなくて、あくまでもその団体の抱える現状課題、そしてその団体の活動における今後の計画策定に向けた取組の方向性というものを確認させていただいたところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

一応念のための確認ですけれども、今後の基

本構想、基本計画策定のスケジュールについては、住民懇談会でもある程度タイムチャートというか、出ておりましたけれども、変更などありましたら、あるいはそのまでいく等を含めてちょっとお知らせいただきたい。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

お尻が決まっているものでございますので、現状大きくお示ししているスケジュールから遅れているという現状ではございません。その策定スケジュールどおり進めていくよう努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございました。

それでは、質問の大きな2番、ほっとゆだ駅周辺の環境整備と北上線利用促進についてということでお伺いします。今まで質問した住民懇談会において、複数の会場でほっとゆだ駅周辺の環境整備、それから北上線の利用促進に関する意見、要望が数多く出されたという認識を持っておりますので、この分野について改めて整理して質問をさせていただきます。

本質問では、住民懇談会で町民から挙げられた課題にこれまで2か月にどのような対応が取られてきたかを先ほど大きくは説明いただきましたけれども、個々のテーマについて少し具体的に掘り込んで対応の経過を確認させていただきたいということでの質問になります。

(1)、ほっとゆだ駅周辺の環境整備について、以下質問の要旨のとおり、ちょっと箇条書のような形で読ませていただきます。駅前の舗装が傷んでいる。昨年地区協議会で要望書を出したが、対応は進んでいない。

2つ目、ほっかけはし、掃除が全くされていない。マスクが落ちていたり、空き缶が放置されている。

3つ目、駅前、別棟に立っているトイレ、除雪がされていなかった。観光客などが不便にしている様子を伺ったことがある。

4番目ですか、ほっとゆだ駅の待合室に暖房がない。それから、ほっとゆだ駅前に、たむろするという言葉が正しいか、ちょっと分かりませんけれども、高校生の姿が目立つと。列車を待つ間、勉強ができるような高校生の居場所が必要ではないか。

以上のような意見、要望が私の聞く範囲では懇談会で挙げられたように思います。以上の意見、要望に当局として懇談会開催後どのような対応が取られていたか、また対応状況について発言者に周知しているかということについてお伺いします。

議長 これ（1）番、（2）番という形の質問になつてるので、真嶋さんは個々に挙げたのでしょうけれども、一括して答弁して問題ないと思いますので、そう願います。

企画財政課長。

企画財政課長 では、全体的な答弁となりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。住民懇談会でのご意見、ご要望にどのように対応したのかというお尋ねとして全体的な答弁とさせていただきます。

先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、改めて申し上げますと、いただいたご意見、ご要望につきましてはそれぞれ担当課と情報共有を図り、担当課において対応を行っている、あるいは今後していくことになるものと考えております。以前からご指摘いただいており、既に何らかの回答を行っているもの、あるいは改めて事実関係や状況等を確認して今後の対応策を検討していくことも含めた対応が取られているものと承知をしております。なお、個別の対応状況について企画財政課として各担当課から報告をもらっているということはございません。

また、こうした対応状況について発言者に周知しているのかというお尋ねでありますけれども、住民懇談会で出されたご意見やご要望につきましては、その内容や要旨は全て記録はして

おりますが、発言者がどなただったかというところまでは記録しておりません。加えて、ご意見やご要望一つ一つに町側の対応状況をお知らせする必要があるのかないのかというその場での確認を行つておりませんでしたので、ちょっとそうした今議員おっしゃるような対応は難しいものというふうに考えております。

議長 真嶋実君。

2番 今回の住民懇談会、先ほどの質問でもあったとおり計画の策定部署以外からの出席がなかったということで、やはり質問があつた内容の担当部署がもう少しコミュニケーション取れるような体制が必要ではないかなというのは私の実感ではありました。

今回の中で予算措置が必要なものなどはそれなりの手続が必要かと思いますけれども、こういうものに対する意見、要望に誰が主体となって対応するのか、あるいは役場の中で課題を共有すること、質問、要望者に誰に相談すればそういうことについて答えていけるのかというような道筋をお知らせするというようなことでも質問者とのキャッチボールというのが非常に大事になるのではないかと私自身は思つてあの会に参加していたところです。

具体的な内容の中では、今西和賀高校が定員増が実現したという状況の中で、ほっとゆだ駅の周辺、特にこれから中の具体的な部分でいくと、例えば待合室に暖房がないとか、あるいは高校生が駅前で少し勉強するスペースを確保するとか、そういうようなことについては早急に対応なりの意思表示があつてもいいのかなと思つながら聞いておりました。

これ以上あまり個別のことについては掘り込んだ質問はしませんけれども、基本的に今回の質問の意図としては、住民懇談会に参加した人、意見を出してくれた方とのキャッチボールが大事ではないかなということでの質問でございます。この重要性についてお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいと思います。

議長　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、私のほうからお答えいたしますが、住民懇談会でのそういう意見のキャッチボールという部分は大切だということはそのとおりだと思います。

今ご質問の中で高校生の関係ということで、待合室に暖房がないですとか、あとは生徒の居場所がないのではないかというようなお話がありましたがけれども、これが実際住民懇談会の意見を反映したかということではなく、そもそも問題としてまず捉えたのは、高校生の居場所確保という部分でいきますと、まず湯夢プラザのほうです。今まで大体5時半に閉まっていたというのがあるのですが、その部分をほつとゆだ駅発の17時55分というのが最も北上方面行きに生徒が乗車するものと思っています。ですので、そこに対応するために、まず18時までの開放にしているということがあります。そのようなところからいくと、私も確認しておりますが、湯夢プラザ内でも生徒はしっかりと入っている部分は確認しているし、待合室にもいるし、あと外にいる生徒もいるというような状況です。

あと、駅の待合室の暖房器具なのですが、こちらにつきましては、実はほつとゆだと駅は合築ですが、管理区分は実は分かれておりまして、JRのほうの待合室は管理区分ということなのでございますが、今は暖房は多分設置されているのだろうというふうに理解しておりますし、もしそういうふうな部分で意見というか、問合せがあれば、まずJRのほうにも働きかけるというようなことにはなるのだと思います。

以上です。

議長　真嶋実君。

2番　ありがとうございます。細やかな対応をしていただいているということで、感謝申し上げます。

それでは、続いて（2）の北上線利用促進について、（1）と同じような目線からの質問になります。これまでの2か月でどのような対応

が取られてきたか、ここも箇条書で住民懇談会で出された意見などを挙げてみました。北上線の運行ダイヤ、新幹線との接続が不便になっている。北上線利用促進のためにもダイヤの改善が必要ではないか。北上線の運休が頻繁にあるが、代替交通など通学、通勤対策が必要。ほつとゆだ駅にみどりの窓口があることはとても便利、なくさないように町として取組をしてほしい。北上線100年周年、一過性のイベントではなく、継続的な取組を続けてほしいということで、以上の意見、要望に懇談会開催後どのような対応が取られていますか。また、対応状況について発言者に周知していますかということをよろしくお願ひします。

議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

全体的には先ほどの答弁と全く同じ答弁になってしまいますが、北上線の利用促進につきましては当課の所掌業務でありますので、若干のコメントを付け加えさせていただきます。まず、北上線の運行ダイヤの問題につきましては、北上市、横手市も含めて沿線自治体としては最も重要な課題であると認識しております。つまり北上線最大の強みである新幹線との接続という利点があるにもかかわらず、北上線と新幹線の運行ダイヤが合わないという接続性の悪さから、その利点を生かし切れていません。この点に関しては、毎年沿線自治体で構成している北上横手地域開発促進協議会という団体、今年度は北上市長が会長を務めておりますが、この団体からJR東日本に対して要望を行っておりますが、いまだ改善に至っておりません。北上線の利用促進策として最も効果的であります、こればかりは沿線自治体側の努力ではどうしようもなく、JRにしかできないことでありますので、引き続き粘り強く要望していきたいと考えております。

次に、北上線の運休時における代替交通の確保の問題であります、こちらは対応が非常に

難しいものと考えております。逆説的ではあります、こうした対応が難しいからこそJR側に北上線の存続と運行の安定性を強く訴えていかなければならぬと言えます。

また、ほっとゆだ駅のみどりの窓口の件ですが、こちらは慎重な対応が求められるものと考えております。

それから、100周年の取組の継続性につきましては、まさにおっしゃるとおりであり、この機運の盛り上がりを持続させていく必要があります。北上線利用促進協議会として、一昨年と昨年度で構築した様々な魅力発信のためのツールを活用して観光ニーズの掘り起こしに努めていきたいと考えております。今年度も沿線自治体から負担金を拠出していただくほか、引き続き岩手、秋田両県から補助金をいただくことで一定の予算規模を確保して、一過性で終わらない継続的な取組にしていきたいと考えているところであります。

こうした対応状況について発言者に周知しているかということでございますが、繰り返しになりますけれども、そもそも今回の住民懇談会の趣旨は、総合計画の策定に向けて町が掲げた3つの重点戦略について意見交換を行うという大きなテーマの下に開催したものであり、もちろんこのテーマから外れるようなご意見、ご指摘、ご要望等も排除することなく受け付けたつもりでございます。これらを全て発言者にフィードバックするという前提の下に開催したものではございませんでしたので、そういった全部の発言者にこういう対応をしたというようなことは難しいものと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 丁寧な答弁ありがとうございました。さきの（1）のほっとゆだ駅周辺の環境整備の質問以上に、この北上線存続の問題については町単独で解決できる問題ではないという大きな課題が含まれておりますので、町民にもその要望

にすぐ応えるというのは難しいかと思いますが、せっかく懇談会に出席し、声を上げていただいた皆さんに、それを受け止めたよという気持ちを示すこと、そしてそれからどう向き合っていくかという対応プロセスがやはり重要ではないかと思います。

今回の懇談会の町当局の目的と実際に参加してくださった町民の参加した目的、やはり若干のズレもあったかと思いますので、そこについては町民の気持ちというものをもうちょっと受け止めてよいのではないかという気持ちを今も持っております。

細やかなところまで答弁いただきましたので、私の今回の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで午後2時15分まで休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

11番 こんにちは。ご苦労さまです。本日最後の登壇となります。私も毎日の暑さでちょっとがおっていますけれども、お疲れのところ、もうしばしご協力をお願いしたいと思います。今回の質問は、大きく2点についてありますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、猛暑の対応についてということで、今年の夏は猛暑による熱中症、それから高温による農作物の被害、降水量が少なく水不足が深刻な問題となった。本町においても様々な分野でその影響は大きく、住民が負担に感じている。今後も猛暑等異常気象の頻発により、海面上昇、食料危機等、深刻な問題は急速に進むと予想されております。この状況を確認、把握することで問題の解決をし

ていかなければならぬと考えているところであります。各分野における猛暑の影響、対応、今後の対策についてお伺いいたします。

(1) として、農作物についてお伺いいたします。①、高温による収穫量、品質等についての状況と対応策を伺います。

議長　内記町長。

町長　ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

本町における平年に比べた4月以降の天候の状況につきましては、4月、5月について日照時間が少なく、降水量が多い状況でございました。6月に入りまして日照時間が増加し、降水量が減少し始め、7月は日照時間が平年比148%から155%となり、降水量が7から18%となりました。平均気温については、7月が平年比で約3度高くなっています。

この状況に伴う農作物への影響ですが、花卉全般については4月、5月の日照不足により生育が遅れたものの、6月に入ってからは日照時間の増加に伴い、回復に転じました。しかし、7月の高温と水不足が影響しまして、お盆需要期にかけて生育に遅れが出ました。これに伴い、お盆需要期の受入れ期間を延長し、出荷量確保の対応を取ったものでございます。

例えばリンドウのお盆需要期の出荷量については前年比で、85%程度となりましたが、全国的に高温少雨により出荷量が少なかつたことから、販売単価は例年より幾分高く推移したものの、販売金額は総体的に見ると前年並みには届かなかつたというようなことでございます。

水稻についてですけれども、出穂期直前の水が必要な時期の水不足となりまして、生育について心配をされました。ただ、幸いにも8月3日以降の降雨により最悪の状況は脱したもの、この時期の水不足が最終的な品質や収量にどのように影響するかについては現段階では判断が

難しいことから、状況について町としても注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議長　刈田敏君。

11番 農作物については、当初心配して、水不足ということでいろんなところで騒いでいますし、逆に雨が降り過ぎて甚大な被害になっているところもありますけれども、本町としてはまず若干、リンドウについては全てが昨年並みとは言わないですけれども、ますますということで、それから水稻に関しては今後の判断ということでよろしいかなと思っております。

気象庁が昨日付で発表しておりますけれども、9月1日、夏、6月から8月の平均気温が平年を2.36度上回り、統計開始以降では最高となつたと発表しております。さらに、気温上昇に歯止めがかかる状態が続き、向こう1か月も引き続き熱中症予防対策が必要と今朝の新聞で報道されておりました。この中で農作物の被害も深刻で、専門家は異常が日常となるという強い危機感を持つように呼びかけているとの報道でした。

命に関わるような暑さと農作物被害についても危機感を持って今後対応していかなければならぬと思っております。何らかの対応もさらに考えていく必要があると考えます。これについて、高温による農作物の被害等、これについて何か対策等を考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

高温対策ということでございますけれども、8月3日以降の降雨により、本町については今現在深刻な水不足の状況には取りあえず今はないと捉えております。ただ、今後の水不足の対応としては、各地域の農家を中心とした水利組合、それから中山間直接支払い、または多面的機能支払いの協定組織等の活動によりまして、頭首工の集水作業や水路の点検、修理等の実施

が今後に備えて必要であると考えております。

しかしながら、その地形や、それから水利の状況にはどうしても地域差がございます。地域の作業だけではなかなか対応が難しい場合もございますので、その際は町にいろいろとご相談をいただければと思っておりました。

以上です。

議長　刈田敏君。

11番　次の質問に入っているようすけれども、了解です。水不足については、水管理ということになるとやっぱり土地改良区の管理事業ということで、これは町が一応改良区さんとはつながりながら協力してやるべきなことだと思いますけれども、この件についていろいろお話を聞くのですけれども、③になるのですけれども、水不足に対してはポンプ等機械導入が必要と思うが、町としてはこういうものに対しての対応策はあるのか、その点についてお伺いいたします。

議長　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、改良区さん等とまず協力しながらしていくわけですけれども、今回のような水不足において、地域によって日本型直接支払制度、この事業等を活用してポンプと機械を使用し、工夫を重ねて対応した地域があったと聞いております。実際に見に行っております。今後においては、水の利用に係る関係機関等への対応や水利施設の整備及び改良に柔軟に対応した事業の創設を県や国にも強く要望してまいりたいと考えております。

また、農地及び水利の状況に応じた対応策について、これも地域的にいろいろな面でご紹介ができる場合もありますので、いろいろ情報を町のほうで持っていますので、その際は町にご相談をいただきたいと思います。

以上です。

議長　刈田敏君。

11番　ただいまは、ポンプ、そういう機械等に關しては直接支払いということで対応もできま

すということですけれども、今米問題がいろいろある中で、個人に対してはやっぱりなかなか手当てというのではないと思うのですけれども、ある意味、今の農業政策を進める上で、西和賀町としてもそういうところにもやっぱり目を向けていかなければいけないのでないかなと思いますし、そういう話も今後も町全体、農業全体としてやっぱり話していくかなくてはいけないことにもなるのだろうと思いますけれども、その辺というのは何か考えがあればお聞きしたいと思います。

議長　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、大きな組織だけではなくて農業をされている方、個人でされている方も当然おられます。国でも首相発言等でも、今後農地のほうをまず減らさないでどんどん増産していきたいというような話もされています。ですので、何らかの形でそういった小さな農家にも対応できるような事業が出てくれることをまず願っているというような状況ですし、そういったものが出てきたときには町としてもそれを使って対応していかなければなと考えておるところでございます。

以上です。

議長　刈田敏君。

11番　国の動きというのが非常に今後どうなるのかというところありますけれども、やっぱり個人、それから今までどおり各地域でやっている部分に関してはいろいろな施策が出てくると思いますので、漏れないような形でアンテナ高くして進んでいただければと思いますし、非常に米という問題が今クローズアップされている中で、生産者、それから消費者のギャップでもないですけれども、その辺はきっと今西和賀町でもやっぱり考えていかなければいけないものだと思います。

要するに現状を皆さんで把握していかないと、お金だけの話になってしまえば将来の農業、そ

これから稻作等全ての面においても大変な状況になると思いますので、どういうことなのかというあたりもある意味教育的な部分も含めて進めただければと思います。

次に入りますけれども、水不足ということがある中で、(2)で水道事業はそれではどのような状況だったのかということあります。①番として、水不足について告知端末によるお知らせがありましたが、どのような状況であったのか改めてお聞きしたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 水道事業における告知端末のお話でございます。降水量の減少に伴う水道事業の状況についてお答えします。

本年7月において少雨による河川の渇水により、町内の水源の7水系のうち、湯田水系と新田郷水系の2水系統が平時と比較しまして大幅に減少したということから、7月23日から、議員おっしゃるとおり告知端末を利用し、節水のお願いを行いました。本町の水道事業については、水系間において相互にバックアップができるシステムとなっておりますので、直ちに断水につながるといったものではございませんでしたが、例年お盆時期に關しましては使用水量が増加することから、節水を促したところでございます。

現在につきましては、平時に比べても減少傾向ではありますが、定期的な降雨もあり、浄水量は安定している状況でございます。

議長 刈田敏君。

11番 大幅に減少したということではありますけれども判断というのは建設水道課のほうで推移とか、そういうのを見ながら判断して告知端末で皆さんに知らせしていくという、そういうことでよろしいですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 水道事業の取水については様々な取水方法がございまして、先ほどの水系については河川の表面水を活用した水でございます。

ほかには、貝沢や若畠のように井戸水を使ったような場合もございますが、河川水の場合は降雨が少なければ当然渇水していきますので、その取水井戸に入る水が非常に少なくなってきます。これにつきましては、今基本的には全ての数値を課内においてモニタリングができるような仕組みになっておりまして、その水位が例年と比べて常に低いような状況であるといったことから、現場をしっかりと確認をさせていただいた上で、数日たっても当然水量が上がってこないような場合については節水のお願いをする場合もございますが、今回の場合は今までにないほど渇水の状況が続きましたので、そういう意味も含めて、さらにお盆期間の時期もございましたので、節水のお願いを促したところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 今回を例に取って、今後いろんな形の中で、いきなり水が来なくなるというようなことはないということでおよろしいかと思います。

②番に行きますけれども、将来災害時を含めて水不足が起きた場合の対応策についてはどのようなものかお伺いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 渇水などによる水不足に伴う対応については、先ほどもお答えしましたが、水系により渇水があった場合には相互バックアップ機能により対応できるということでございます。バックアップができないような水系もございますので、そういう場合につきましては給水車による対応ができるものというふうに考えております。ただし、本町の給水タンクにつきましては2,000リットルが1基と300リットルが3基となっておりますので、さらに不足が生ずるような場合につきましては、岩手県水道協会などを通じて給水車等の応援をいただくということになります。今年度においても他市町村において他事業所から配水池に圧送給水を行った例もございまして、事業者間などでも応援対応を行

うこととなっております。

また、震災など大規模災害に関しまして、これも過去の一般質問に対する答弁で答えたこともありますけれども、水道協会を通じまして県、東北、日本水道協会といった連携が取れておりますので、その中で応援対応を依頼するという形が取れるということになります。

なお、水道事業に関しましては、昨年度完成したアセットマネジメントに基づき、今年度策定する予定の上水道基本計画により、今後老朽化した設備等を耐震設備や耐震管に切替えを進めていくことというふうになっております。

議長 剱田敏君。

11番 給水車の話がありました。これは、予定になっている中部含めて岩手県全体のそういう応援体制みたいなものはちょっと見たのですけれども、そういうことで、いずれ何かあったときにはまず問題なく対応はできるような体制は取っているということでよろしいですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 まず、よほどのことがあった場合のお話にはなりますけれども、基本的にはその事業者ごとでしっかりと対応ができるということになっておりますし、先ほどから申し上げていますとおり、うちの場合にはバックアップシステムがしっかりと生きておりますので、例えば今回の例ですと柳沢水系であれば横手までの県境から、大畠までの間が柳沢水系の給水範囲エリアになります。

そういう場合には、渴水している河川の取水エリアに関しましてはできるだけ給水範囲を小さくして、それ以外の部分については今度長峰水系、湯本のほうから水を持ってくる。さらに湯本も少なくなりますので、そういう場合には新町、さらには中部からも水を回すということになっておりますので、よほどのがない限り、南北に50キロもある西和賀町ですので、山が非常に多いといった意味では水が基本的に豊かなところでございます。そういう部分

については、基本的には十分耐えられるだろうというふうに考えておりますが、一方で議員おっしゃったように震災等々含めまして大規模災害がございますので、そういう場合にはまずは岩手県内の対応を事業者さんごとにやることとして協定をされておりますし、さらに横手市なども含む東北エリアについては、それを超える場合については対応ができるようになっております。さらにも東北を越える場合なども対応できるというふうに日本水道協会の中で決めがございますので、そういう対応をさせていただきたいというに考えております。

議長 剱田敏君。

11番 それから、給水車もあるということでした。200リッター、それから300リッターです。基本的に、災害時は1人1日3リッターで、3日分で9リッターは欲しいですよ、それから生活用水としては1人1日10から20リッター欲しいですよというものがいろいろな災害の面で言われています。そういうことも各自情報を得ながら、やっぱり自らもそういうこともやれるような体制も各自頑張ってもらえばと思います。

次に移ります。猛暑対策についてで、次は保育所、保育園、小中学校についての質問になります。今夏の保育所、保育園については、小学校、中学校における熱中症の状況について今回はどのような状況であったのかお伺いいたします。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、まず保育所、保育園における猛暑対応のご質問についてお答えいたします。

保育施設における熱中症の状況につきましては、熱中症に近い症状で体調不良となった児童が数名いたと報告がございましたが、重症化や脱水症状など重大な問題に至ったケースはなかったと承知しております。

議長 学務課長。

学務課長 私からは小中学校における熱中症の状

況についてお答えいたします。

熱中症の症状で体調不良となり、保健室での休憩や早退するケースは数名おりましたが、いずれも重症化することはありませんでした。各校とも猛暑対応としての指導や注意喚起など、適切に対応していただいていると捉えております。

以上です。

議長　刈田敏君。

11番　保育所、保育園、それから小中学校については、暑い分では熱中症予防のためのエアコン設置等もあって、町としてはかなりその辺は十分力入れているところでありますけれども、②に入ります。現在熱中症予防のための対応はどのようなものがあるのか。それからまた、今後の対策をどのように考えているのかについてお伺いします。

議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　では、保育施設における熱中症予防のための対応につきましてお答えいたします。

まず、エアコンなどにより保育室内の温度管理を行い、炎天下の屋外活動は水遊びを除いて控えるなど、保育施設の先生方には徹底した熱中症対策に取り組んでいただいているところでです。また、保護者の方々に対しては、児童の体調管理、水筒や着替えなどの対応をお願いしてございます。

今後の対応といたしましては、遊戯ホールなど保育室以外のエアコン設置などが課題となっておりますので、保育施設統合整備におきまして適切な猛暑対応を盛り込む予定としてございます。

以上です。

議長　学務課長。

学務課長　小中学校における熱中症予防、今後の対応についてお答えいたします。

各校とも暑さ対応として熱中症予防指針があり、このマニュアルに沿って体育授業や休み時

間の活動を制限するなど、気温や湿度等の状況により運動面などの活動を変更していますし、適切な教室等のエアコンの温度管理、水分補給等を行っています。また、2学期からは図書室や音楽室、理科室などの特別教室においてもエアコンが使えますので、より暑さ対応の環境整備は図られてきているところです。

今後についても、熱中症予防指針に基づき、授業や行事、休み時間の対応を見直すなど、引き続き安全面を考慮した対応をしてまいります。

議長　刈田敏君。

11番　いろいろ対策等あるようですが、水筒、着替えというのはまず基本的に欲しいのかなと思いますけれども、園児、それから小学生の低学年だと、教室にいなさいよと言ってもなかなかその辺は大変なことにもなると思いますし、今後ますます全体が暑くなるのが続くといったときには、特段新たな対策と、熱中症予防グッズですか、小さい扇風機とか、そういうやつとか、そういうのもますます必要になっていくのかなと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。

議長　学務課長。

学務課長　保育所も学校もですけれども、いずれも現場というか、保育所と学校の先生方と連携を取りながら、そういった情報を取りながら、対応について協議しながら考えていければと思っているところです。

議長　刈田敏君。

11番　まずは、今年の夏はさほど問題がないということで安心したところですけれども、これは夏が終わってから全国的にもいろいろな情報等来ると思うので、その辺を確認しながら、先に幾らでも対応できるようなものはやっていただければと思います。

次の（4）に移りますけれども、それでは町全体の熱中症対策ということで、環境省は熱中症対策として熱中症特別警戒アラートの発表、それからクーリングシェルター、指定暑熱避難

施設の指定、開放を普及するように働きかけているのですけれども、町として熱中症対策について検討なされているのかお伺いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 先ほど来の質疑でもありましたけれども、渇水対策も含めた対策について課長会議等を通じて検討しておりますが、その後に猛暑も収まってきたことから、庁舎を開放するなどの措置には至っておりません。よって、町民課としては、各課から依頼がありました熱中症対策の予防放送をひかり放送を通じて注意喚起を行ってきたところです。

また、クーリングシェルターに関しては、国の指針では熱中症特別警戒アラートが発表されたときにクーリングシェルターの設置、開放が求められているものですが、本町ではクーリングシェルターを指定しておりません。なお、令和6年度からこの特別警戒アラートの運用が始まったわけですが、令和6年度、令和7年度現在において全国的には熱中症特別警戒アラートは発表されておりませんので、申し添えます。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 令和6年、7年はなかったということではありますけれども、このクーリングシェルターについて、やはりこれから災害時も含めて関連していくので質問しますけれども、必要になってきて、こことここには行けますよというような、これもかなり重要なポイントとなって必要になっていくと思いますけれども、その辺については今後何か検討することがあるのでしょうか、お聞きします。

議長 町民課長。

町民課長 猛暑対策の熱中症対策の課題の一つだと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 それについては課題の一つということで、対応的にはまだ検討するもしないも、まず今後

の状況を見ながらということでおろしいですか。

議長 町民課長。

町民課長 議員お見込みのとおりです。

議長 刈田敏君。

11番 热中症となると、35度からでしたっけ、すみません。真夏日と夏日と熱中症とあるのですけれども、かなり温度差によってその状況が変わるのですけれども、果たしてその温度で1度違うとか違わないので命に関わるような危険な暑さをしのぐということになれば、やっぱりクーリングシェルターみたいな感じ、ましてや町全体として何かのときにはそこに立ち寄れるみたいな、そういうことも必要になっていくのだろうと思うのですけれども、その点については、やはり今時期ですので、検討していく必要があるのではないかと思います。

1点としては、例えばほかでは災害時、施設に行ったけれども、エアコンがなくて小学校に移ったとか、いろいろな事例がありますけれども、町でいうと大きい施設、そういう施設とか、あるいは、ちょっと関連して質問しますけれども、あとは集落的にいろいろな場で使われる公民館とか、そういう点、そういうのを今後考えていくこともぜひとも必要になるのではないかなど思いますけれども、考える余地はないのか、その辺だけお伺いしておきます。

議長 総務課長。

総務課長 先ほど集会所、公民館といった部分にご質問触れましたので、私のほうから答弁させていただきます。

町では特に、クーリングシェルターですか、は設置はしてございませんが、宝くじ助成などでエアコンを入れた施設だとか、そういった公民館施設がございますので、そういうところではそういう機能も発揮できるのかなというふうには思ってございます。ただ、宝くじの助成ではなかったと思うのですが、宝くじだったかな、ある地区の公民館では自主的にそういう対応もされてございますので、そういうふうに

ころを参考にしながら、開放に向けてちょっと検討も進めていきたいと思います。

議長　刈田敏君。

1 1番　お話に聞くと、公民館とか集会施設でも入れているというところがあります。そういう点をどういう形で進めているのか、またそれに對して何か補助等があるのかどうか、その辺は今後やっぱり検討していく必要があると思います。

あと1点として、高齢化率の高い中で、やっぱりお年寄りがテレビとかラジオで外に出ないでくださいとか、エアコンのある部屋で休んでくださいとかと言われたとき、ちょっとどうすればいいか分からないときに、やっぱり町としてはその辺はきちんと対応を取れるような状況でなければいけないと思いますし、あとはその場所というのはすごくコミュニティーというか、集まる中ではまた別の意味で重要なこともあります。

今日暑いなと言しながら、やっぱりお年寄りが集まっていくというのはまたいろいろな面ではつながっていくのかなと思いますけれども、これについてはぜひとも検討していただければと思いますけれども、検討するというお話でしたけれども、もう一度お伺いします。

議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

確かに今議員ご指摘のとおり、例えば高齢者の方とか独居の老人の方となると、そういう施設があってもそこまで行くのが大変だと、その間に倒れてしまうということも考えられます。なので、いろいろな施策の中で地域ぐるみの支え合いだと思います。車で迎えに行って、公民館まで移動させてもらって、そこで交流を図るとか、そういうやり方いろいろあると思いますので、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

議長　刈田敏君。

1 1番　地域、やっぱり行政区の中でもそういう

問題を取り上げながら進んでいくというのが一番かと思いますけれども、それはやっぱり行政としてもつながりながら、連絡を取りながら対応していかなければいいと思います。

次の質問に入ります。大きい2番で景観条例についてあります。令和4年6月、第19回定例会において景観条例の制定について議論した経緯にありますが、条例設置は政策展開のよりどころとなると考える。町民運動として景観を形成していきたいというお話と、長期的な視点、時間を要するものであるからこそ条例が必要であると考える。さらに、景観条例をつくるための土台となる基本方針を作成してまいりたいと考えているとの答弁をいたしました。

時間も大分たっておりますけれども、まさに今地域の個性を生かした資産価値を伸ばすこと、そのことにより観光客の誘致を伸ばしたり関係人口を増やしていくことが必要と考えるわけで、条例制定に向けたこれまでの対応及び進捗についてお伺いいたします。

議長　内記町長。

町長　ただいまのご質問につきまして、私からお答えさせていただきます。

議員のご質問にありますように、地域の個性を生かし、資産価値を伸ばすこと、そのことによりまして観光客の誘致を伸ばし、関係人口を増やしていくことが必要であるという点につきましては私も全く同感であります。それに資する施策として、景観形成は有効なものであると考えております。町長就任以来、それを常に念頭に置き、空き家対策の加速化など景観上重要な要素づくりに取り組んでまいりましたが、景観条例の設置にはまだ至っていない状況にございます。

しかしながら、現在策定に取り組んでおります総合計画におきまして、以前申し上げましたような独立した景観形成基本方針とはなりませんが、条例設置に向けた相当の考え方や設置の目標年次等を盛り込みたいというふうに今思案

しているところでございます。

議長　刈田敏君。

1 1番　総合計画のほうに盛り込むということであります。まさに今日もいろいろ一般質問でありましたけれども、空き家等いろいろな問題がある中で、この条例をつくることで住民の意識を少し高めるようなこと、今までなかなか解決できなかつた問題を何とかみんなでやりましょうというような、そういうのを含めた条例を目指していってもらいたいと思いますけれども、そういうことを強く願って、何とかこの総合計画の中でどんどん進めていってもらいたいと思います。

ぜひとも景観条例がいち早くできて、住民の問題解決になるように進むことを強く願いまして、今回の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長　以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

ここで、本日上程されました日程第4の認定議案の中で認定第1号から第5号までの数字の訂正があるそうですので、会計管理者よりその訂正について内容の訂正を求められておりますので、これを許します。

会計管理者。

会計管理者兼税務課長　すみません、本日午前中に行いました認定第1号から第5号まで、一般会計及び4特別会計の決算の概要の説明において、ちょっと基金の状況について私の説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

決算書の288ページを御覧ください。午前中、基金の状況につきまして「基金全体の年度末現在高は51億5,763万200円となり、令和5年度末現在高と比較し、2億2,588万9,000円の増額となつております」と説明したところですけれども、正しくはこの決算書のとおり、「基金全体の年度末現在高は51億6,361万8,200円となり、令和5年度末現在高と比較し、2億3,187万7,000円の増額となつております」ということ

で、決算書のほうが正しい数字になっております。訂正させていただきます。すみませんでした。よろしくお願ひします。

議長　以上により訂正されましたので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は一般質問3人を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後　2時58分　散　　会